

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第14巻 第3号(通巻508号) 2015.3

地方銀行の再編についてどのように考えるか

信用金庫・地方公共団体が連携した地域活性化支援の取組みについて
—ふるさと納税制度を活用した地域活性化支援—

目利き融資を展開する「攻めのABL」(その2)
—石巻信用金庫の取組みに見る地域企業応援の方向性—

日本中小企業学会第34回全国大会国際交流セッション講演抄録

地域・中小企業関連経済金融日誌(1月)

統計



信金中央金庫

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取り組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<http://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 敬称略、順不同

委員長	清水啓典	一橋大学名誉教授
副委員長	藤野次雄	横浜市立大学名誉教授・国際マネジメント研究科客員教授
委員	川波洋一	九州大学大学院 経済学研究院教授
委員	鹿野嘉昭	同志社大学 経済学部教授
委員	首藤 恵	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局（担当：竹村、品田、中西）

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

信金中金月報

2015年3月号 目次

	地方銀行の再編についてどのように考えるか	2
	信金中金月報掲載論文 編集委員 鹿野嘉昭 (同志社大学経済学部教授)	
調 査	信用金庫・地方公共団体が連携した地域活性化 支援の取組みについて	4
	—ふるさと納税制度を活用した地域活性化支援—	
	目利き融資を展開する「攻めのABL」(その2) —石巻信用金庫の取組みに見る地域企業応援の方向性—	18
信金中金だより	日本中小企業学会第34回全国大会国際交流セッション講演抄録 中京大学教授(日本中小企業学会会長) 寺岡 寛	32
	地域・中小企業研究所が「女性職員の活躍推進セミナー」を開催	41
	地域・中小企業関連経済金融日誌(1月)	42
	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(1月)	46
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計	48

地方銀行の再編についてどのように考えるか

信金中金月報掲載論文編集委員

鹿野嘉昭

(同志社大学経済学部教授)

昨年11月の肥後銀行と鹿児島銀行との経営統合にかかわる基本合意の発表を契機として、金融界においては地方銀行の再編に関する関心が大きく高まっている。両行とも、明治・大正時代に設立された由緒ある老舗銀行であり、健全な経営を維持しているということで高い評価を得ているほか、経営規模も同等の水準にある。そうした銀行が経営統合の途を選択したため、従来にはない再編パターンであるとして関心を集めているのである。当然のこととして今後、経営統合や合併がさらに進展するの否かに関心の視野に入っている。

私は金融を専門分野とする学者であり、金融機関経営については学問的な観点から興味を持ち、そうした話題を題材としてエッセイを書くこともある。そういう事情もあり、この問題に関する私見を述べることで巻頭言執筆の責を果たすことにしたい。

最初に疑問に思うのは、なぜ肥後銀行と鹿児島銀行の経営統合が強い関心を集めたのかということである。信用金庫界においても近年、経営基盤や体質の強化ならびに多様なニーズへのきめ細かな対応を狙いとして、同規模の信用金庫間での合併が行われている。しかし、人口減少経済の下での最適な経営規模を選択するという意味では同じ行動であるにもかかわらず、マスコミ等において取り上げられることは少ない。第2地方銀行でも県境を跨いだ経営統合がみられるが、今回ほどの関心を集めることはなかった。

「追い込まれていないにもかかわらず、再編に動いたのは意外」という見方が、ある雑誌で紹介されていた。多分、これが金融界での大多数の率直な感想であろう。加えて、「5年後、10年後を見据えた経営に取り組んでほしい」という金融庁からの要請に基づき合併や経営統合を決断する銀行が本当に登場するかという点に関心が寄せられていたことも見逃せない。いうまでもなく、近年における金融機関の合併や統合はいずれも、将来の経営環境を見据えた戦略的な意思決定であり、そうした観点から評価することが求められる。それにもかかわらず、「意外」という捉え方が表明されること自体、金融界においては新たな時代への対応という意識が希薄であることを示唆していると思わざるを得ない。

アメリカではかつて、州際業務規制により、州境を超えて銀行業務を営むことはできなかった。しかし、この規制が撤廃されると、州境を超えた合併が大きく進展し、スーパーリジョナルズと称される大型の地域銀行が多数誕生した。日本の場合、信用金庫には営業地域に関し制約が課されているが、普通銀行は自由に選択することができる。その一方で、地域銀行の大多数が本店所在の都道府県を主たる営業地域としていること自体、これらの銀行においては相互

不可侵が暗黙の慣行として成立している可能性を示唆している。

そうしたなかであって、経営統合が選択された背景としては、貸出の伸び悩みが指摘できよう。金融機関の貸出の動きをやや長い目でみると、2000年代後半以降、地方銀行だけが堅調に推移していた。地方自治体が旧資金運用部、旧簡易生命保険および旧公営企業金融公庫から借り入れた公的資金については、一定の条件の下で補償金を支払わずに繰上償還できることが7年度から12年度までの6年間認められたため、それらが都道府県等の指定金融機関となっている銀行からの借入に振り替わったのである。この嵩上げ要因の剥落に伴って近年、貸出が伸び悩みに転じたことが経営統合に向けて地方銀行の背中を押した公算が大きいといえよう。

経営者は、顧客のニーズへのきめ細かな対応等を基軸に据えつつも、株主や出資者の利益最大化を図るうえでの選択肢のひとつとして合併や経営統合の可否を判断する。いうまでもなく、合併や経営統合が志向されるのは、銀行業においては規模の経済が作用するため、規模が大きくなればなるほど単位当たりの費用が低減し、経営面での効率性が向上するからである。実際、多くの国々の金融機関を対象として行われた実証分析は規模の経済が存在することを示している。とりわけ、持ち株会社方式による経営統合が一般的なアメリカの銀行を対象とした研究の多くは、統合は傘下銀行の業務効率性の向上に寄与していると結論づけている。

日本の場合、地域銀行の合併や経営統合は近年の出来事という事情もあり、それが経営面での効率性向上に寄与したか否かに関する実証分析自体、そう多くはない。現在までのところ、持ち株会社方式による経営統合は、銀行の費用面での効率性向上につながるとはいえないものの、市場占有度の上昇を媒介として利益拡大に寄与していると結論づけられている。ただし、分析の対象期間が限られていることもあり、この結論は暫定的なものといえる。

われわれも遅ればせながら、そうした結論の頑健性を確認するべく、合併や経営統合が金融機関経営に及ぼす効果に関する実証分析に着手している。そして、地域銀行の場合、これまでのところ、合併・経営統合とも費用面での効率性向上には必ずしも寄与していないという結果が得られている。

この分析結果が統計学的にみて問題がないか、さらに検討する必要があるため、現時点で確定的なことはいえない。しかし、統合に伴う経費の絞り込みが十分でないことを示唆しているのかもしれない。仮にアメリカとは異なった結論が得られたとした場合、それはそれで興味深い。アメリカの場合、合併・経営統合の最終的な目的は株主価値の向上であり、それが果たせなければ、他の銀行によるM&Aの対象となる。実際、スーパーリジョナル銀行として名声を馳せていたバンクワンは経営悪化を主因にJPモルガンチェイスに吸収された。

翻って、日本の地方銀行の場合、生命保険会社や地元の有力企業等が大株主に名を連ねる。彼らの多くが求めるのは経営の安定や安定配当と考えられる。この株主による投資姿勢の相違が日米の合併・経営統合を経験した銀行の効率性に強い影響を及ぼしている公算が高い。銀行の合併・経営統合については、こうした株主による経営監視もしくはコーポレートガバナンスという視点も加味して議論する必要があるのではなかろうか。

信用金庫・地方公共団体が連携した地域活性化支援の取組みについて

－ふるさと納税制度を活用した地域活性化支援－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 地域活性化支援室 調査役

松崎 祐介

(キーワード) 信用金庫、地域活性化、ふるさと納税、地方公共団体、連携

(視 点)

信用金庫は、地域を支える金融機関として、地域の課題解決を中心とした地域活性化への取組みが求められており、地域・社会からもその積極的な取組みが期待されている。

また、地域活性化への取組みにあたっては、地方公共団体等と地域金融機関が一体となって取り組むことも期待されている。

こうした中、本稿では、地域活性化策としても最近注目を集めている「ふるさと納税制度」の活用について考察したい。ふるさと納税制度は、地方公共団体にとっては、有力な収入獲得・情報発信の手段としての期待が大きく、各地域で寄附金獲得に向けた積極的な取組みが始まっている。

本稿では、まず、ふるさと納税制度の概要、設立経緯および近年の動向等を整理する。次に、ふるさと納税制度を活用した地域活性化策について、今後の動向も含めて具体的に考察する。最後に、当制度を活用した信用金庫と地方公共団体が一体となった地域活性化への取組事例について考察する。

(要 旨)

- ふるさと納税制度は、08年4月の地方税法の一部改正により導入された。ふるさと納税制度により都道府県・市区町村に対して寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、個人住民税の概ね1割を上限に、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みである。
- ふるさと納税制度が注目を浴びている要因としては、寄附者に対する返礼サービスの充実、決済方法の簡素化、寄附金の使いみちの設定、地方公共団体からの情報発信の強化等があげられる。
- ふるさと納税制度の趣旨は、従来「自分の街のファンの人に、ふるさと納税制度を通じて応援してもらおう」というものであったが、現在は「ふるさと納税制度をきっかけとして、自分の街を知ってもらい、新たなファンとなってもらう」という地域活性化の有力な方法として定着しつつある。
- ふるさと納税制度は、地域産品の販路拡大・情報発信、地域内で連携した地域の魅力作りなど、地方公共団体と信用金庫が連携して地域活性化に取り組むきっかけとして活用することが可能であり、実際の取組事例も生まれている。

はじめに

現在、ふるさと納税制度は、当制度を活用して寄附金獲得・地域活性化を狙う地方公共団体、当制度を活用して地域の産品を獲得したい寄附者という、「寄附を受ける側」「寄附を行う側」双方から注目を浴びている。

ふるさと納税制度は、地方公共団体に対して寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みである。また、寄附者に対して地方公共団体から「返礼品」が送られるなど、寄附者にとってメリットがある仕組みとなっており、今後もふるさと納税の市場が拡大するものと考えられる。

地方公共団体にとっては、有力な収入獲得・情報発信の手段としての期待が大きく、現在、多くの地方公共団体で「寄附方法の多様化」「寄附金の使い道の指定」「返礼品の充実」「情報発信の強化」等を進めており、取組みに対して一定の成果が上がっている。

一方、市場拡大に伴い、地方公共団体間の競争も激しくなることが予想されることから、他の地方公共団体との差別化が必要となるが、過度な「返礼品」等のサービスについては、総務省からも良識ある対応が要請されている状況である。そのため、地域の魅力を発信して、いかにファンになってもらうのか、各地方公共団体が知恵を絞り、戦略を立てていくことが今後重要となる。また、信用金庫は、当制度を活用して地方公共団体や地元事業者と

地域内での連携を深め、情報発信、販路拡大、産業振興等を進めるきっかけになるものと考えられる。

本稿では、ふるさと納税制度の概要について整理し、当制度を活用した地方公共団体と信用金庫が一体となった地域活性化支援の可能性について検討したい。

1. ふるさと納税制度の概要

(1) ふるさと納税制度の仕組み

ふるさと納税制度は、08年4月の地方税法の一部改正により導入された。同制度は、都道府県・市区町村に対して寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、個人住民税の概ね1割を上限に、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みである。

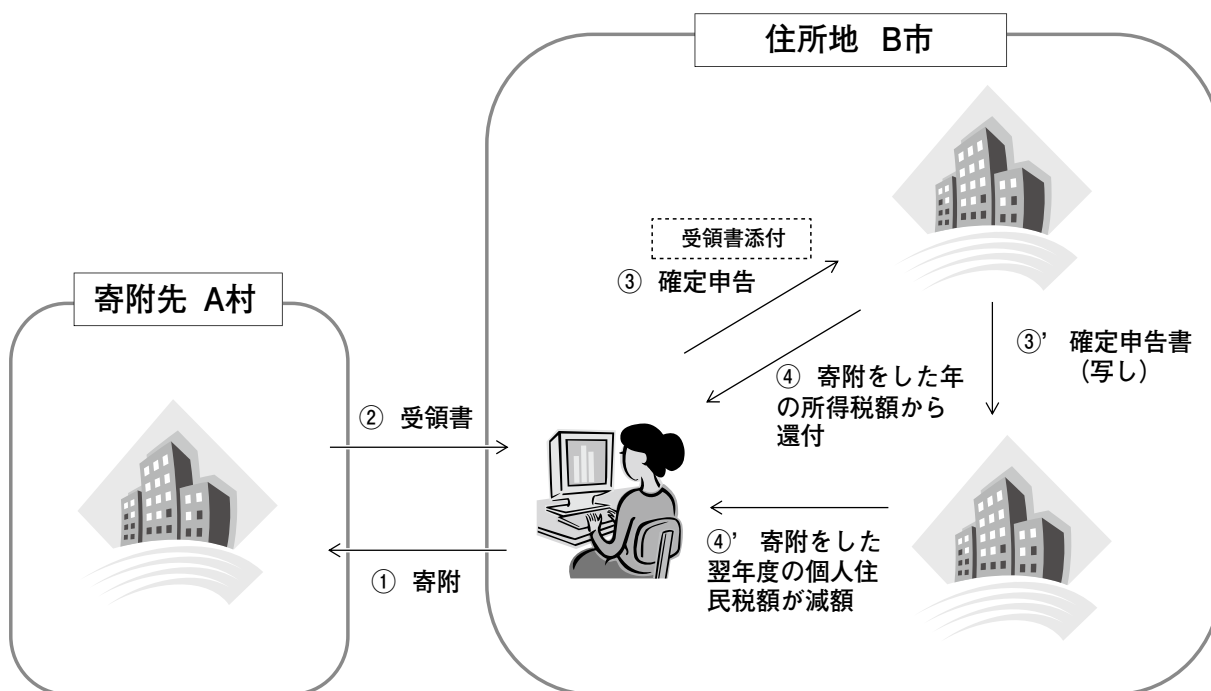
例えば、年収700万円の給与所得者（夫婦なし）が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除される。寄附を行うと、寄附を受けた自治体から受領書が発行されるので、この受領書をもって、現住所で確定申告を行うことにより、控除を受けることが出来る（図表1）。

(2) ふるさと納税制度の設立経緯

では、なぜふるさと納税制度が作られたのか。07年6月から10月にかけて総務省にて開催された「ふるさと納税研究会」の報告書にもとづき整理したい。

ふるさと納税の議論は、自分をはぐくんでくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いので

図表1 ふるさと納税の手続き



(備考) 総務省が作成したふるさと納税制度の概要資料をもとに、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成 (平成26年11月20日現在)

まとめ：ふるさと納税制度について

- ・ふるさと納税制度は、「納税」という名前ではあるものの、内容は寄附である。
- ・確定申告を行うことにより、所得に応じて一定の上限まで税金の控除を受けられる。しかし、2,000円は自己負担となる。

はないか、という当時の総務大臣の問題提起から始まったものであり、3つの大きな意義があるものと整理されている。

第一は、納税者の選択である。通常、税制は一度決まれば、国および地方公共団体が課税権にもとづき強制的に課税するものであるが、ふるさと納税制度は、納税分の一部であっても、納税者が自分の意思で課税対象を選択できるようになる。第二は、「ふるさと」の大切さである。地方で生まれ育ち、地方を「ふるさと」とする人は多いが、それだけではなく、都会に食糧を供給し、森林や河川など貴

重な自然環境を維持しているのも地方である。はぐくんでくれたふるさとへの納税を通じて、「ふるさと」の大切さ、自分たちの生活を支えてくれている自然の恵みへの感謝等への思いを持つきっかけとなる。第三は、自治意識の進化である。「ふるさと納税」を受けたい全国各地の地方公共団体は、その出身者や関心を持ってくれそうな多くの人々に、その魅力をおおいにアピールする必要がある。ふるさと納税されたお金がどのように使われるのか、それによってどのような成果が期待されるのかなど、効果的な情報提供の自治体間競争が刺激さ

図表2 ふるさと納税制度の過去の実績

(単位：人、千円)

年度	適用者数	寄附金額
2009年度	33,149	7,259,958
2010年度	33,104	6,553,183
2011年度	33,458	6,708,590
2012年度	741,677	64,914,901
2013年度	106,446	13,011,278

(備考) 1. 総務省発表資料にもとづき、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
2. 毎年1月1日から12月31日までにされた寄附のうち、寄附金控除の申告があった寄附金を集計

れ、この切磋琢磨により、「ふるさと」の地方公共団体と住民に、納税をしてもらうに相応しい地域のあり方をあらためて考える機会となる。

なお、ふるさと納税制度が地方公共団体間の税収格差の是正に資するとの期待もあるが、ふるさと納税制度については、国民が「ふるさと」の大切さを再認識することに役立つという意義が重要であると、当報告書ではまとめている。

(3) ふるさと納税の市場規模および実績

現在のふるさと納税制度における控除額の

上限は、個人住民税の概ね1割となっている。平成26年版(平成24年度決算)の地方財政白書における直近の個人住民税の総額は約11.6兆円となっており、その1割となる約1.1兆円がふるさと納税のおおよその市場規模と推定される(ふるさと納税の実績は、図表2参照)。

08年度の創設以降、11年度までは寄附者約3.3万人、寄附金額70億円前後で推移した。また、12年度は、東日本大震災の復興に関する寄附により寄附者、寄附金額ともに急拡大し、13年度は、寄附者約10万人、寄附金額約130億円となっている。13年度と11年度で比較し

Column : ふるさと納税制度における「ふるさと」とは

ふるさと納税制度は、国民が「ふるさと」の大切さを再認識することに役立つという意義が大切であると述べたが、そもそも、ここでいう「ふるさと」とは何を指すのか。「ふるさと納税研究会」の報告書にて、「ふるさと」の概念についてまとめられている。

まず、「ふるさと」として思い浮かぶのは、自分が生まれ育った地域、両親の出身地等で幼少期の自然体験の場となった地域等である。しかし、それ以外にも、両親が現在居住している地域、週末など一定期間滞在している地域、ボランティア活動等を通じて縁ができた地域、自分や子供の「ふるさと」にしたいと考えている地域など、「ふるさと」に対してもイメージは様々である。そのため、納税者の意思を尊重する観点から、「ふるさと」とすべき地方公共団体を制度上限定せず、納税者が自ら選択できるようになっている。

た場合、寄附者は約3倍、寄附金額は約2倍となっているが、市場規模と比較して、まだ拡大の余地は大きいものと考えられる。

2. ふるさと納税制度に関する近年の動向

(1) ふるさと納税制度が注目される理由

近年になり、ふるさと納税制度が注目を集めているが、その要因について4つの視点（「返礼サービスの充実」「決済方法の簡素化」「寄附金の使いみちの設定」「情報発信の強化」）から整理する。

①返礼サービスの充実

ふるさと納税制度が注目を浴びている最大の要因は、地方公共団体が納税者に対する返礼品を充実させるようになったことである。現在、人気を集めている地方公共団体では、寄附額の3割から5割相当額を返礼品としている場合が多い。

以下の図表では、島根県浜田市（図表3）および岩手県北上市（図表4）の返礼品の一部を掲載しているが、いずれも地元の名産品を返礼品としており、中には、都市圏では流通していない産品もある。そのため、自己負担額2千円という節税メリットを生かしながら、返礼品である地域産品を楽しむことができるようになってきている。

こうしたことから、同制度はお得に地域産品を楽しめる制度としてマネー雑誌などに取り上げられるなど、認知度が高まっている。

②決済方法の簡素化

寄附金の決済方法についても、環境整備が

進められている。これまでの銀行振込、郵便振替による決済に加え、近年ではクレジットカード、Yahoo!公金支払い、コンビニ決済等、支払方法が多様化しており、寄附しやすい環境整備が進められている。

地方公共団体関係者からは、「インターネットショッピングでの決済環境に近い感覚で寄附ができる環境を整備したい」との声も聞かれた。

③寄附金の使いみちの設定

寄附金については、使いみちを寄附者が選択できる仕組みを整えている地方公共団体も増えている。以下の図表は、米子市の13年度の寄附金の使いみちを抜粋したものである（図表5）。寄附金の使いみちの選択、実績の還元等、寄附者がより寄附しやすい環境となっている。

④情報発信の強化

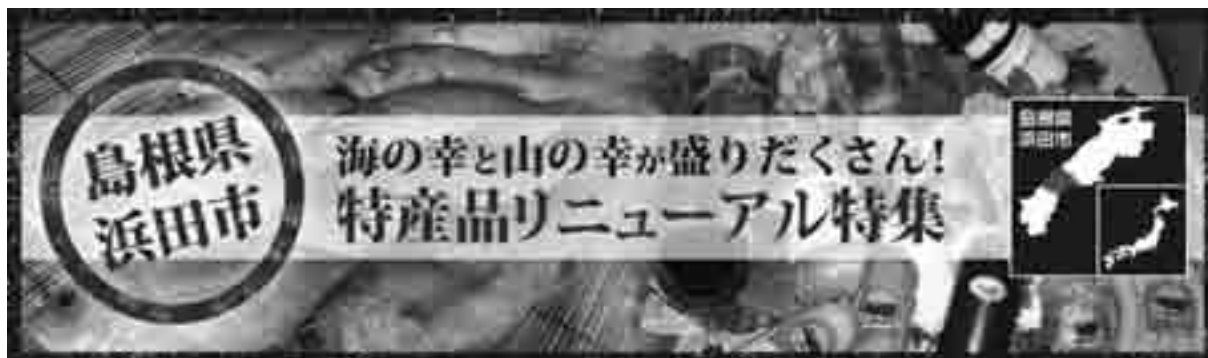
ふるさと納税制度に関する取組内容は、各地方公共団体のホームページにて公表されているが、近年、ポータルサイトによる情報発信を推進する地方公共団体が増えている。

ポータルサイトの一つに、株式会社トラストバンクが運営する「ふるさとチョイス」があるが、同サイトのような情報発信ツールの整備が進んだことも、寄附者への認知度向上につながっている。

(2) ふるさと納税制度に関する地方公共団体の評価と課題

ここで、ふるさと納税制度について、地方公共団体がどのように評価しているのか、

図表3 島根県浜田市におけるふるさと納税の返礼品の一例



ケンボロー芙蓉ポーク ハム・ベーコン・ソーセージ詰め合わせ



自家農場産の「芙蓉ポーク」だけを使用し可能な限り減塩し、必要最小限の添加物を使用。余分な旨み成分（調味料）を使用しないで肉本来の美味しさを追求したハム・ベーコンの詰め合わせです。（ロースハム、ベーコン、荒挽きウインナー、細引きウインナー、ナチュラルケーゼ、ピザケーゼ）

のどぐろ一夜干し



浜田港で水揚げされたのどぐろを背開きにしてから薄塩に漬け込み、旨味を十分に引き出した一夜干しです。そのまま焼くだけでふっくら美味しく仕上がります。香ばしい香りと味わいをお楽しみください。

浜田産コシヒカリ「稲の底力」



自然豊かで清らかな水が流れる良質米地域、浜田市弥栄町で作られた一等米のコシヒカリ「稲の底力」です。「島根県エコロジー農産物限定」という自主基準にこだわって作った弥栄自慢のお米です。

(備考) ふるさとチョイスホームページ浜田市特集コーナーの一部を抜粋（平成26年11月20日時点）

図表4 岩手県北上市におけるふるさと納税の返礼品の一例



りんご (ふじ・シナノゴールド)



北上市黒岩産の2種類のりんごを詰め合わせました。「ふじ」は、蜜が多く入り風味もよく、りんごの代表とも呼ばれています。「シナノゴールド」は、黄色のりんごで肉質が硬く食感がパリパリし、さわやかな風味が特徴です。どちらの品種も長期保存ができ、長く美味しく召しあがっていただけます。

鬼っ子米 (ササニシキ)



北上市産100%の1等米ササニシキ玄米のみを使用しています。炊き上がりの光沢が優れていて、ほどよい粘りは、食べるほどに旨味が増します。ササニシキは、粘り気が少なめで、あっさりとした触感が特徴です。お寿司など酢飯にする際に最適です。



(備考) ふるさとチョイスホームページ北上市特集コーナーの一部を抜粋 (平成26年11月20日時点)

図表5 寄附金の使いみちの一例

事業	事業概要	予算額
輝く子ども応援団		
教育環境の充実と、子育て支援のために	「児童発達支援センターあかしや」の通園バスの整備	17,200,000円
	学校給食用配膳室の整備	41,000,000円
	小中学校への教育用パソコンの配備	32,326,000円
中海再生応援団		
中海の環境保全と中海を生かした観光・産業のために	市内の小中学校が行う、米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターでの中海環境学習の支援	2,074,000円
	中海及び米子湾の水質汚濁状況の解析	507,000円
	下水道等計画区域外等での合併処理浄化槽の普及促進の支援	6,238,000円
	こどもエコクラブによる中海探検事業（環境学習事業）	121,000円
地域の力応援団		
地域福祉の充実のために	防災行政無線の施設整備と無線従事者の育成	18,671,000円
歴史・文化応援団		
歴史・文化その他の地域資源の保存と活用のために	米子城跡の遺構測量及び現況調査、園路改修、天守付近の除草、史跡説明板等の整備、樹木管理等の実施	7,287,000円
	米子市美術館リニューアルオープン記念事業「第45回日展」の開催支援	2,000,000円
	米子市立図書館へのがいなよなご応援基金文庫の設置	20,800,000円
がいなよなご応援団		
市長が特に「ふるさと米子」の未来に向けてのがいな発展に寄与すると認める事業のために	ふるさと納税寄附者に地元特産品等をPRするとともに、本市のサポーターになっていただくよう働きかける、地域産品PR事業の実施	57,176,000円
合 計		205,400,000円

なお、予算化の時期の関係から、平成25年度の寄附金総額とは一致しません。

(備考) 米子市ホームページから抜粋

13年9月に総務省から公表された「ふるさと納税に関する調査結果」にもとづき整理することとしたい。

次の図表は、当調査における地方公共団体からの回答結果である(図表6、7)。「寄附金が増えた」「住民以外の者の関心が高まった」と

いう回答が都道府県で約6割、市区町村で約半数となっており、肯定的な評価が多くなっている。また、「情報発信を活発に行うようになった」「地域の魅力を高めるための取り組みを積極的に行うようになった」との回答が、都道府県で3割程度、市区町村で2割弱となっ

図表6 ふるさと寄附金制度の評価（複数回答可）

	都道府県	市区町村
① 当該団体への寄附金が増えた。	29団体 (62%)	899団体 (52%)
② 当該団体に対して、住民以外の者の関心が高まった。	26団体 (55%)	771団体 (44%)
③ 住民以外の者への情報発信を活発に行うようになった。	17団体 (36%)	336団体 (19%)
④ 地域の魅力を高めるための取り組みを積極的に行うようになった。	12団体 (26%)	252団体 (14%)
⑤ 寄附金の受付や申告に係る事務負担が増加した。	27団体 (57%)	493団体 (28%)
⑥ 高額な特産品により寄附を募集するなど制度の濫用が見られる。	8団体 (17%)	194団体 (11%)
⑦ 個人住民税の基本的性格に照らして課題がある。	6団体 (13%)	178団体 (10%)
⑧ その他	2団体 (4%)	104団体 (6%)

(備考) 総務省『ふるさと納税に関する調査結果』（13年9月）に基づき、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表7 寄附者に特産品を送ることについての考え

	都道府県	市区町村
① 積極的に実施すべき	1団体 (2%)	227団体 (13%)
② 特に問題はない	22団体 (47%)	965団体 (55%)
③ 問題はあるが、各地方公共団体の良識に任せるべき問題	15団体 (32%)	395団体 (23%)
④ 問題があるので規制すべき	0団体 (0%)	21団体 (1%)
⑤ その他	9団体 (19%)	134団体 (8%)

(備考) 総務省『ふるさと納税に関する調査結果』(13年9月)に基づき、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表8 地方公共団体に対する事務連絡

<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の収納方法の多様化を図ること ・ 必要な申告手続きを説明した文書の配布等により、寄附者の申告手続きに係る事務負担の軽減を図ること ・ 寄附者が寄附金の用途を選択できるようにすること、また、寄附金の用途を公表すること ・ 特産品等の送付については、適切に良識をもって対応すること ・ ふるさと納税に係るPRを積極的に行うこと
--

(備考) 総務省『ふるさと納税に関する調査結果』(13年9月)にもとづき、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

ており、地域活性化への取組みにつながっていることもうかがえる。

課題としては、ふるさと納税制度に関する事務負担、高額な特産品による寄附の募集に関する回答等が一部に見られた。

なお、寄附者に特産品を送ることについては、「問題があるので規制すべき」との回答はほとんどなく、「特に問題はない」「各地方公共団体の良識に任せるべき問題」との認識が大半を占めている。

(3) ふるさと納税制度に関する総務省の評価

ふるさと納税制度について、主管する総務省のスタンスについても確認しておきたい。総務省は、13年9月に「ふるさと納税に関する調査結果」を公表した際、地方公共団体に対して事務連絡を発出している(図表8)。その内容をみると、寄附に関する手続き面の整備、PRの実施等、ふるさと納税制度の活

用を促進させる内容となっている。また、特産品等の送付については、適切に良識をもって対応することとなっている。

3. 地域活性化の視点からみたふるさと納税制度

(1) 地域資源をみつめなおすきっかけとなっているふるさと納税制度

ふるさと納税制度は、人口減少が進み、税収減少が見込まれる地方部の地方公共団体にとっては、地域外からの収入が見込める数少ない手段である。さらに、返礼品等を通じて、これまで注目されていなかった地域産品に注目が集まるケースも増えており、地域産品の販路拡大、情報発信手段として機能している。

ふるさと納税制度の趣旨は、「以前から町のファンであった人に、ふるさと納税制度を通じて応援してもらう」というものであった

が、現在は「ふるさと納税制度をきっかけとして、その町を知ってもらい、新たなファンとなってもらおう」という地域活性化の有力な手段として定着しつつある。

地方公共団体は、これまで「地域資源を活用したサービス・商品を情報発信し、地域外の方に応援（寄附）してもらうことにより、地方公共団体の収入が直接的に増える」という仕組みをもっていなかった。地方公共団体の関係者からも「ふるさと納税制度の取組みを通じて、マーケティングを意識するようになった」との声が聞かれた。また、ふるさと納税制度に関する地域情報の発信方法や返礼サービス検討の過程では、地域関係者の協力が不可欠となるため、地域内の事業者等との連携強化のきっかけにもなっている。さらに、地域活性化の取組みに寄附金の一部を活用することも、使いみちの設定次第で可能となる。

このように、ふるさと納税制度は、地方公共団体の収入増加、地域製品の販路拡大・情報発信、地域内連携の強化、活動資金の獲得、地域資源の魅力の掘り起こしなど、地域活性化のための有力なツールとなっている。

(2) 今後の動向について

現在、多くの地方公共団体で、寄附金の獲得に成功しているが、今後、多数の地方公共団体の参入により、競争が激しくなるものと考えられる。一方、寄附金額に対する返礼サービスの金額を単純に増額していく施策は、制度趣旨から外れたものになってしまうことから、いかに地域の取組みに共感し、寄

附したいと思ってもらえるかが勝負になるものと考えられる。他との差別化ができない地方公共団体は、寄附金が集まらなくなる可能性がある一方、地域が一丸となってファンづくりに成功した地方公共団体は、ふるさと納税市場の拡大にあわせて、さらなる寄附金の獲得が期待できるものと考えられる。

4. ふるさと納税制度に対する信用金庫のかかわり方について

(1) 信用金庫と地方公共団体との新たな連携の形

先述した、地域活性化の観点からみたふるさと納税制度の主なメリットを整理すると以下の5項目があげられる（図表9）。

掲載されている項目をみると、これまで地域活性化支援や顧客支援として信用金庫が取り組んできた事項、これから取り組みたいと考えている事項と重なるものが多く、相互に連携して取り組むメリットがある。

また、これまでは、地方公共団体・信用金庫ともに地元の事業者を支援する立場での連携（販路拡大支援、観光活性化支援等）が多く、自らが主体となって取り組める事業が少な

図表9 地域活性化の観点からみたふるさと納税制度の主なメリット

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・地方公共団体の収入増加・地域製品等の販路拡大・情報発信・地域内連携の強化（地域製品の生産者、観光関係事業者等）・地域活性化に向けた活動資金の獲得・地域資源の魅力掘り起こしのきっかけ |
|---|

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

かった。しかし、ふるさと納税制度においては、実施主体が地方公共団体、地方公共団体を支援するのが信用金庫という役割が明確になり、連携策を描きやすくなっている。例えば、ふるさと納税制度の活用による情報発信と、信用金庫の販路拡大支援を組み合わせた、より効果的な地域活性化策も可能となろう。

現在、信用金庫においては、都道府県よりも基礎自治体（市町村）との関係がより強いと考えられること、基礎自治体では取組みにかかるマンパワーやノウハウが不足するケースが多いことなどから、基礎自治体と信用金庫間の連携による相互補完の効果が大きいものと考えている。

(2) 信用金庫と地方公共団体の連携のポイント

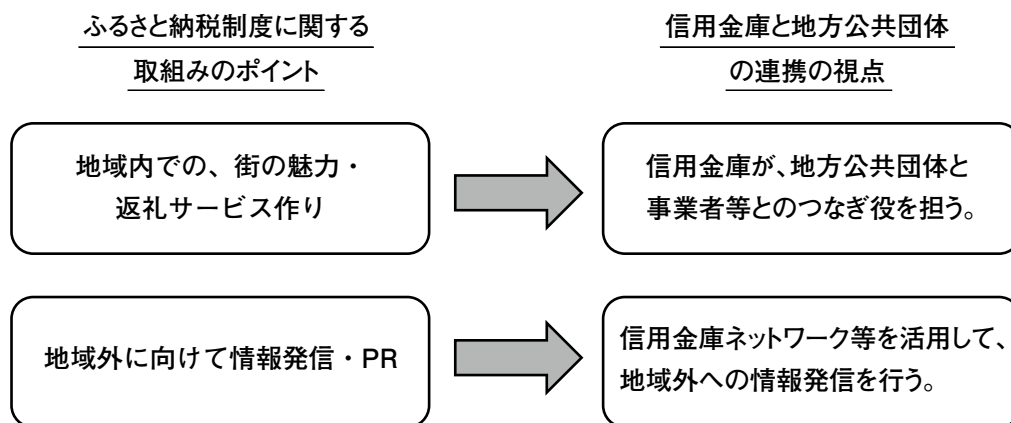
ふるさと納税の寄附者向けサービスを考えるにあたっては、①地域内で連携して街の魅力・返礼サービス作りを行う、②地域外に向けて情報発信・PRを行う、という2つのポイント

があるが、信用金庫との連携の視点では、以下のように整理することができる(図表10)。

信用金庫は、地域内での街の魅力・返礼サービス作りにおいて、地方公共団体と事業者等のつなぎ役としての役割を果たすことができる。地方公共団体としては、まず、ふるさと納税制度に対する地域の理解と協力を得る必要があるが、地域全般に周知させるだけのマンパワーやノウハウに乏しい場合がある。また、地域に対する公平性の観点から、地方公共団体から個別の企業にアプローチすることは難しく、公募等の形式をとらざるを得ないケースも多い。

そこで、信用金庫が、地方公共団体と勉強会を共催したり、取引先に向けて当制度を案内するなど、地方公共団体と地元事業者との接点作りを担うことにより、地方公共団体を補完できるものと考えられる。また、事業者の販路拡大支援、商品開発支援等を地方公共団体と共同で実施するなど、信用金庫が取引先等に対して行う経営支援の取組みを、ふる

図表10 ふるさと納税制度に関する信用金庫と地方公共団体との連携のポイント



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表11 信用金庫と地方公共団体の連携した取組み（案）

1. 信用金庫内におけるふるさと納税制度、支援内容の理解 ・信用金庫職員に対する勉強会開催
2. 地域内における地方公共団体と事業者の接点向上 ・地域内事業者（信用金庫取引先等）へのふるさと納税制度に関する勉強会開催 ・地方公共団体職員と同行した商品の発掘、開発
3. ふるさと納税制度の外部への情報発信 ・ビジネスフェア開催時におけるふるさと納税の情報発信 ・信用金庫ネットワークを活用した情報発信（他信用金庫と連携した情報発信等）
4. 地域事業者向けの支援の充実 ・信用金庫取引先の経営支援 （ふるさと納税制度と連動した販路拡大支援、ふるさと納税に関するデータを活用したマーケティング・商品開発支援等） ・その他、関連する勉強会を共催するなど、地方公共団体と信用金庫双方で事業者を支援する枠組みを構築
5. 金融機能の活用による支援 ・預金、融資等の機能を活用した支援

図表12 信用金庫と地方公共団体等の連携により想定されるメリット

1. 地方公共団体 ・地域内事業者との連携の円滑化、省力化 ・信用金庫のネットワークを活用した、地域外への情報発信 ・信用金庫の顧客支援活動と連動した、地域内事業者向けのサービス検討
2. 信用金庫 ・地方公共団体との連携による関係強化 ・地方公共団体の機能（ふるさと納税に関するHP、データ等のインフラ）を活用することによる取引先支援の効率化（販路拡大支援等） ・地方公共団体と連携した地域産業振興支援を通じた、地域における存在感の向上
3. 地域事業者 ・地方公共団体、信用金庫と連携した自社商品・サービスの情報発信 （返礼品の採用に伴う販路拡大・情報発信、寄附者の反応等にもとづく自社商品の魅力向上、ふるさと納税制度と連動した信用金庫の販路拡大支援・取引先支援メニューを受けることによるメリット等）

さと納税制度の取組みと連動して実施することも可能であろう。

地域外へ向けての情報発信については、大都市圏で開催されるビジネスフェアの活用、他の信用金庫との連携等、信用金庫ネットワークを活用した他地区への情報発信支援を行うことが検討できる。

以下の図表において、具体的な取組み（案）

（図表11）、連携により想定されるメリット（図表12）について整理している。

信用金庫側からは、地方公共団体のインフラを活用できること、販路拡大支援等の現在行っている顧客支援の延長線上で対応できること、地方公共団体と相互補完が可能であることなどから、信用金庫としても取り組みやすいとの声が聞かれた。

(3) 地方公共団体と信用金庫の連携協定を見据えて

地方公共団体・信用金庫ともに、地域の活性化なくして存在し得ない。ふるさと納税制度を活用した地域活性化の取組みは、地方公共団体が主体となって実施する取組みであること、具体的な行動に移しやすく、地方公共団体・信用金庫・事業者ともにメリットを享受しやすい仕組みであることなどから、地方公共団体と信用金庫の連携事業として、取り組みやすいものと考えられる。

現在、地域内連携として、金融機関と地方公共団体間で連携協定を締結するケースが増えているが、具体的な取組みに結びついていない事例も散見される。そこで、具体的な取組手法として、当該取組みを検討してはいかがだろうか。「地域の産業振興」「地域の魅力発信」「地域の食の発信」「地域の観光活性化

化」「地域の人材育成」等のテーマで協定を結んでいる場合には、特に検討の余地があるものと考えられる。

(4) 事例紹介（北上市、西和賀町と北上信用金庫との連携協定）

ここからは、実際の取組事例として、北上信用金庫の事例を紹介したい(図表13)。北上信用金庫は、平成26年9月17日に北上市、平成26年11月17日に西和賀町と、ふるさと納税制度の振興を柱とした「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結し、連携して地域の活性化に取り組んでいる。ふるさと納税制度の振興を柱とした地域金融機関と地方公共団体の包括連携協定としては、全国初の事例となり、多くのメディアにも取り上げられている。

具体的には、地域内事業者への周知を目的とした勉強会の開催、東京で開催されたビジ

図表13 北上信用金庫の取組事例



ネスフェアでのふるさと納税制度の情報発信等を実施している。また、当制度の事業者への案内を、新規先の開拓にも活用している。返礼品に採用された取引先には、採用後3か月で数百件の申込みがあり、売上拡大につながっている事業者もいる。また、寄附者から返礼品の商品を売ってほしいという問合せが事業者宛てにあるなど、リピーター獲得にもつながっているとのことである。

当金庫では、今後も豊かな地域資源とふるさと納税制度を結びつけ、地域の活性化、事業者の支援、地方公共団体との連携強化を進めていく予定である。

おわりに

これまで、ふるさと納税制度について、制度の説明から信用金庫のかかわり方まで概括

した。昨今、地域金融機関には、5～10年後を見据えた中長期の経営戦略を描くとともに、地方公共団体等、地域の関係者と一体となった地域活性化への具体的な取組みが求められている。当レポートがこれらの課題解決の一助となれば幸いである。

現在、「地域・中小企業研究所 地域活性化支援室」では、信用金庫が行うふるさと納税を活用した地域活性化に関する活動への支援も実施している。当テーマに関して「具体的に取り組んでみたい」「地方公共団体との協議の場に入って調整してほしい」「より詳しく教えてほしい」等、興味をお持ちになった場合は、最寄りの営業店もしくは「地域・中小企業研究所 地域活性化支援室」まで連絡いただきたい。

目利き融資を展開する「攻めのABL」(その2)

－石巻信用金庫の取組みに見る地域企業応援の方向性－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所次長

竹村 秀晃

(キーワード) 事業性評価、譲渡登記、譲渡禁止特約、PDCA、生体ABL、地域企業応援

(視 点)

政府が公表した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、「地域金融機関等による企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の積極的な発揮を促す監督・検査の一層の推進」が盛り込まれた。この事業性評価に基づく融資は、平成26 事務年度の金融モニタリング基本方針においても「財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく借り手企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援すること」として重要視されている。かかる経緯から、事業性を評価し、モニタリングによりコンサルティング機能を発揮する手法であるABL(動産・売掛金担保融資)の活用領域は今後拡大していくと見られる。

そこで、金融調査情報(26-4)「目利き融資を展開する攻めのABL(その1)－石巻信用金庫と石巻日日新聞社の取組み－」と同様、金融機関(石巻信用金庫)と企業(株式会社マルキン)へのヒアリングを実施し、双方の側面からABLの実務を検証していく。

(要 旨)

- ABLは、売掛債権ABL、在庫ABL、機械設備ABLの3類型として整理できるが、売掛債権ABLや機械設備ABLがそれぞれ単独で実行されるケースも多く、ABLに定型はない。案件特性に応じ、最適な組み合わせを選択する可変的な融資手法がABLである。
- 機械設備ABLや売掛債権ABLは汎用性が高く限定的な負荷で対応できることから、着手し易いABLと理解できる。一方で個々の業種特性、物質的特性等に左右される在庫ABLは、汎用性が低く対応負荷も重いため限定的な取組みとなっている。
- 国内有数の水産業の町を営業エリアとする石巻信用金庫は、東日本大震災が起こる前からABLに注力し、売掛債権・機械設備ABLに取り組むことで段階的にノウハウ蓄積を進めてきた。そして、元来持つ水産関連に関する知見と、蓄積されたABLノウハウを融合させ、生体を含む在庫・売掛債権ABLに着手した。このような「売掛債権⇒機械設備⇒在庫」という段階的なABLの取組みは、確実性の高いアプローチと言える。
- 株式会社マルキンは、女川湾で養殖される牡蠣・銀鮭や、雄勝地区で養殖されるホタテ等の地元食材を取り扱う地域貢献度の高い水産加工業者の1社である。「銀王」ブランドの銀鮭と「黄金牡蠣」ブランドの牡蠣は当社の主力商品で、マスコミにも取り上げられている。ABLの対象である銀鮭の養殖事業では、養殖から加工までの一貫生産により、安定的な商品提供を支えるトレーサビリティを確立している。
- ABLは形態面で見ると担保融資であるものの、実態面で見ると無担保融資に近い。石巻信用金庫による取組みは、ABLという形態を取りながらも事業性評価に基づく“無担保融資”を適確に実施していると言え、モニタリングによるコンサルティング機能の発揮も同時に実現している。この点は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の趣旨にも合致しており、地域企業応援にかかる一つのスタイルとすることができるだろう。

はじめに

昨年12月、政府が公表した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、地域企業応援パッケージの施策の一つとして「地域金融機関等による企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の積極的な発揮を促す監督・検査の一層の推進」が盛り込まれた。この事業性評価に基づく融資については、平成26事務年度の金融モニタリング基本方針においても「財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく借り手企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援すること」として重要視されている。今後、各地において地方創生への取組みが活発化していく流れの中で、地域密着経営を貫いてきた信用金庫に対する「事業性評価に基づく融資」対応への期待は一層強まって行くだろう。

かかる経緯から、事業性を評価し、モニタリングによりコンサルティング機能を発揮する手法であるABL（動産・売掛金担保融資）の活用領域は拡大していくと見られる。

そこで本稿では前稿^{(注)1}に続き、積極果敢に「攻めのABL」を展開する石巻信用金庫の事例を紹介する。前稿では機械設備を対象とする事例を中心としたが、本稿では在庫を対象とする事例を中心としている。

なお、教科書的事項や理論的事項を取って割愛し、金融機関と企業に対するヒアリングを通じて双方の側面から中小企業金融実務を検証するアプローチは前稿同様である。

1. ABLの基本類型

ABLの対象は、前述のとおり機械設備や在庫など様々であり、対象物の種類によって案件性そのものが左右される。そこで、まずはABLの基本類型について整理することとしたい。企業のバランスシートを図表1のとおりイメージとして捉えると、ABLの対象は流動資産系と固定資産系とに区分できる。流動資産系は、流動資産中の売掛債権や在庫（商品、原材料等）が該当し、固定資産系は固定資産中の機械設備、車両等が該当する。

ここで、それぞれの資産に対応するABLを、①売掛債権ABL、②在庫ABL、③機械設備ABLの3類型として整理すると、前稿にて紹介した株式会社石巻日日新聞社の事例は「①売掛債権ABL+③機械設備ABL」のパッケージであり、本稿で紹介する株式会社マルキンの事例は「①売掛債権ABL+②在庫ABL」のパッケージと位置付けられる。

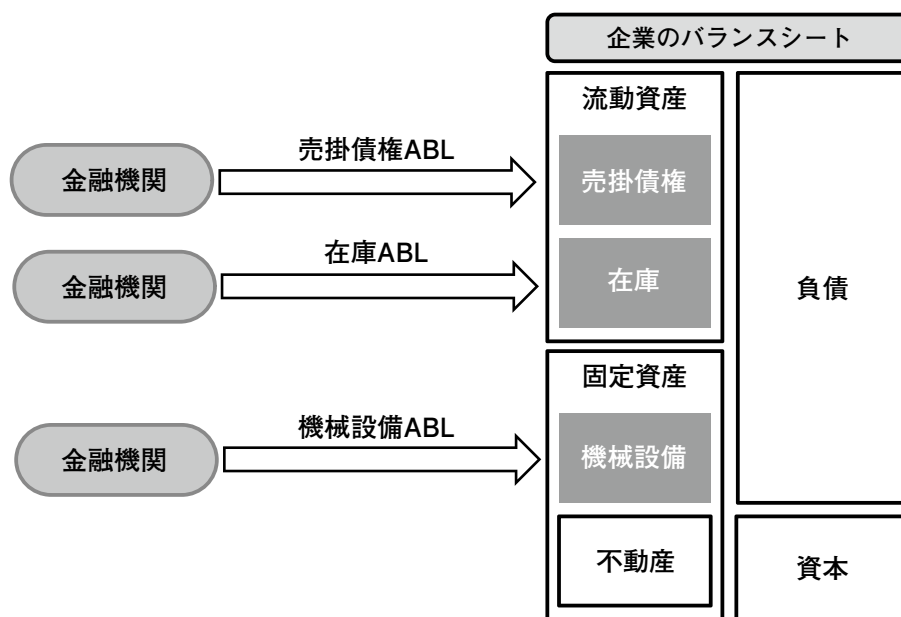
もっとも、売掛債権ABLや機械設備ABLがそれぞれ単独で実行されるケースも多く、一言でABLと言ってもそこに定型はない。案件特性に応じ、最適な組み合わせを選択する可変的な融資手法がABLである。

(1) 売掛債権ABL

売掛債権ABLは、企業が流動資産として保有する売掛債権を対象としたABLで、売掛金、完成工事未収入金、診療報酬債権、介護報酬債権、売電債権等が代表例とされる。

(注)1. 金融調査情報 (26-4) 目利き融資を展開する「攻めのABL」(その1) - 石巻信用金庫と石巻日日新聞社の取組み -

図表1 ABLの基本類型イメージ



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

平成10年に始まった債権譲渡登記制度^{(注)2}を活用した金銭債権流動化スキーム等が初期の代表例であり、他の類型のABLに先行して金融実務の中に広く定着している。

売掛債権の価値は、その支払主体（第三債務者）の信用力に依拠するため、信用リスクのみを考慮すれば信用力の高い大手企業向け売掛金が最適な対象と言うこともできる。しかし、そのような売掛金は原契約（売買契約）上に譲渡禁止特約が付されている場合が多い。ABLの契約形態は債権譲渡であることから、譲渡禁止特約が有効である限り当該特約が付された売掛債権をABLの対象に含めることは適切と言えない。

この点、法的側面のみを考慮すれば、第三債務者が当該特約の解除に応じることで実務上の支障は生じないものと解されているが、中小企業金融の現場感覚からすれば中小企業自らが大手・大口販売先等に対して特約解除の交渉を行うことは極めて難しい。本稿では割愛するが、譲渡禁止特約は近年の債権法改正論議における大きな論点であり、現行法制下のABL実務におけるボトルネックのひとつであった。

最近では、FIT^{(注)3}施行を受けた太陽光発電事業への参入が全国的に拡大し、電力会社向けの売電債権を対象とするABL案件が急増したが、この太陽光発電事業の構造は極め

(注)2. 債権譲渡登記制度は、債権流動化をはじめとする法人の資金調達手段の多様化の状況に鑑み、法人が金銭債権の譲渡などをする場合の簡便な対抗要件制度として平成10年10月1日から実施されている。平成17年10月3日には「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第148号)が施行され、更なる資金調達の円滑化・多様化を図るため、債務者が特定していない将来債権の譲渡についても登記によって第三者に対する対抗要件を備えることが可能となった。

3. 固定価格買取制度(Feed-in Tariffs)は、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者者に調達を義務づけるもので、平成24年7月1日にスタートした。

てシンプルで、案件毎の個別性の差も限られ変動要素も日照等に限られる。このためモニタリング項目は、当初計画どおり発電オペレーションが稼動しているか、トラブルやメンテナンス等による計画外の変動が生じていないか等が中心で、実態はプロジェクトファイナンスに近い。商流を見極める“狭義”のABLとは、若干性格が異なっている。

(2) 在庫ABL

在庫ABLは、企業が流動資産として保有する冷凍・加工食品、衣料品、酒類、水産物、原材料などを対象とするABLである。平成17年の動産譲渡登記制度^{(注)4}の開始とともに一定の広がりを見せたが、売掛債権ABLや機械設備ABLよりも相対的に伸び悩んでいる。その最大の要因はモニタリングの困難性にあると言えるだろう。

この点について、まずモニタリングサイクルの面をみると、売掛債権であれば月次サイクルのモニタリングを行うことで事業の状況を把握することができる。機械設備であれば、四半期または半期サイクルのモニタリングでも事業の状況を把握することができる。ところが時間単位で数量が変動する在庫となると、極論すればリアルタイムモニタリングを行う必要が生じる。入出庫システム完備の最新鋭倉庫であれば、データの随時伝送も可能であろうが、多様な経営課題に直面する小規模企業に対し、そのように在庫管理のみ突

出した高いレベルを求めることは全体最適と
言い難い。在庫ABLにおけるモニタリング
サイクルは、企業内の既存マネジメントシ
ステムとのバランスを比較衡量のうえ、決して
部分最適に陥らないよう決定することが肝要
である。

続いて、劣化耐性の面をみると、例えば冷
凍食品の場合は冷凍設備が不可欠であり、酒
類であれば温湿度管理が問われる。このよう
な特有の管理方法を誤ると在庫の価値は時間
経過とともに劣化し、最終的に無価値化して
しまう。さらに生体である肉用牛や魚介類で
あれば、事故等によって瞬時に価値が消失し
てしまう可能性も否定できない。

また物質的な可動性の面をみると、在庫は
容易に移動できる場合が多く、かつ、機械や
車両等と比較して一般に確認対象の数量が多
くなる。したがって、在庫の現物確認に際し
ては、「多数かつ頻繁に動くモノ」を見る心
構えで対応することとなり、他の種類の
ABLと比較してモニタリング負荷が総じて
重くなる。(図表2)

このような特性を踏まえると、在庫ABLは
モニタリングの観点から最も難易度の高い類
型と言えるが、一方では最も高い効用を得ら
れるABLでもある。企業および金融機関に
は相応の覚悟が求められるが、商流を見極め
るというABL本来の目的を果たすためには、
最終的にこの在庫ABLに踏み込むことが求
められるだろう。

(注)4. 本制度創設前は、占有改定（民法第183条）という公示方法によって対抗要件を具備するしかなく、占有改定の有無・先後をめぐって紛争を生ずるおそれがあった。そこで平成16年11月25日に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成17年10月3日から動産譲渡登記制度の運用が開始された。

図表2 ABL対象の種類別特性<イメージ>

種類	モニタリングの サイクル	時間経過に伴う 物質的劣化耐性	物理的可動性 (動かし易さ)	管理数量多寡 (個別or集合)
売掛債権	やや短い	強い	動かない	やや数が多い
固定資産 (製造設備)	長い	やや強い	動かし難い	数が少ない
固定資産 (建機・車両)	長い	やや強い	動かし易い	数が少ない
流動資産 (非生鮮品)	やや短い	やや弱い	動かし易い	数が多い
流動資産 (生鮮品)	短い	弱い	動かし易い	数が多い
流動資産 (生体)	短い	弱い	動かし易い	数が多い

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(3) 機械設備ABL

機械設備ABLは、工作機械、業務用車両、医療機器など企業が保有する固定資産を対象としたABLであり、在庫ABLと同様、平成17年の動産譲渡登記制度の開始とともに広がった。多様な機械設備を扱うリース会社等においては、動産譲渡を裏付けとした債務保証や、将来における動産買取予約等の商品を開発し、金融機関に提供している。

機械設備ABLは、在庫ABLよりも比較的広く活用されているが、その背景には物質的価値の頑健性および劣化耐性の差がある。機械設備の場合、通常想定される使用状態が継続する限りにおいてその物質的価値が急落する可能性は低く、時間的経過による劣化の進行も在庫と比べると限定的である。さらに機械設備は、在庫と比較して相当程度の寸法・重量がある場合や、特定の場所に固定して設置される場合など、物理的可動性の面で制約を受ける。単純な話であるが、機械設備はこのような観点から、小型・軽量である店頭商品等の在庫と比べ可動性の面での安定感が認められる。

在庫の場合、生鮮品を例にすると冷蔵・冷凍など特性に応じた保管・管理が必要となるうえ、仮に適正に保管・管理した場合であってもその鮮度を維持できる時間には限度がある。また、想定外の停電、冷蔵・冷凍機器のトラブルや操作ミス等によって、突然価値が消失してしまうリスクもある。

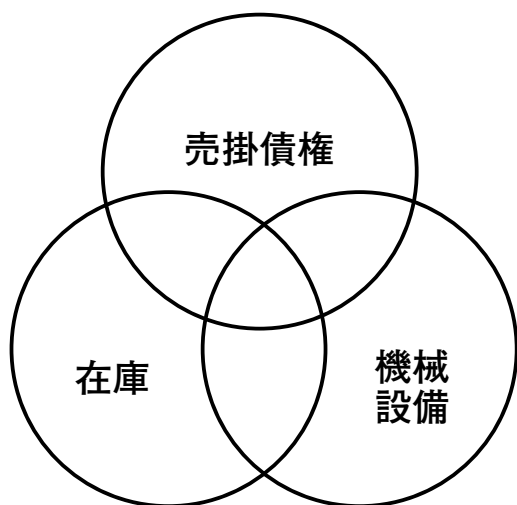
このような点を踏まえ、機械設備ABLはモニタリングのサイクルを半年～1年程度と設定しても実効性を確保できることから、企業と金融機関の負荷も相対的に軽くなる。言わば、リーズナブルなABLと位置付けることができる。

(4) ABLのベストミックス

ABLの実効性を高めるためには、対象企業の業種、案件の特性等に応じて、前述の各類型を適確に組み合わせる必要があるが、その判断は容易ではない。(図表3)

例えば、モニタリングの実効性を可能な限り高めコンサルティング機能の発揮を目指す場合、やはり売掛債権、在庫、機械設備のすべ

図表3 ABLのベストミックス



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

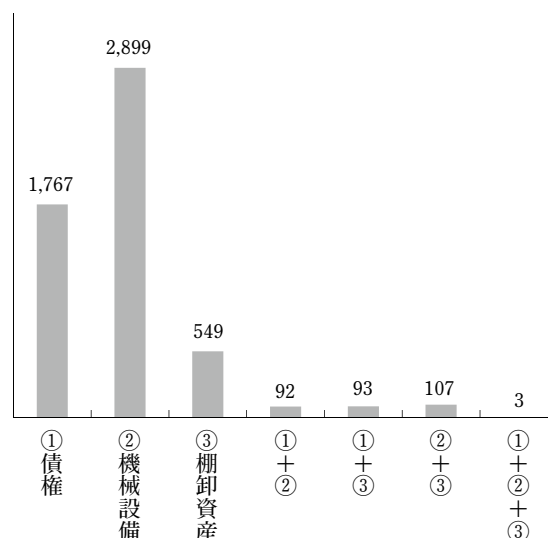
てを対象とするフルパッケージABLが理想的だろう。しかしながら、中小企業金融の世界において理想論を単純適用することは難しい。

この場合のモニタリング対象は売掛債権、在庫、機械設備と幅広く、在庫を含む以上サイクルの長期化にも限度があるため、企業と金融機関の負荷は重くなる。さらには、特に小規模企業の場合、モニタリングのレベル感が既存マネジメントシステムのレベル感とのミスマッチを引き起こす懸念がある。既存マネジメントシステムで許容できない過剰品質のモニタリングを無理に適用しても、それは企業と金融機関に本来の目的を見失わせ、ABLという手段の継続を目的化させてしまうだろう。

実務の観点からは、個々の案件性を検証のうえ企業と金融機関が話し合いを重ね、双方が納得する形で取り組む形こそが「持続的なABL」と言うことができる。

参考までに類型別実行件数 (図表4) をみ

図表4 類型別実行件数 (24年度中、件)



(備考) 経済産業省 平成25年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

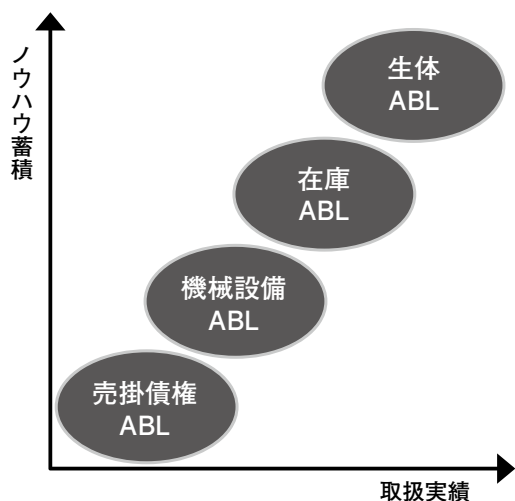
ると、案件数では機械設備ABLと売掛債権ABLが大部分を占め、棚卸資産 (在庫) ABLは少ない。こうした現状を見る限り、機械設備や売掛債権は汎用性が高く限定的な負荷で対応できることから、着手し易いABLと理解できる。一方で個々の業種特性、物質的特性等に左右される棚卸資産ABLは、汎用性が低く対応負荷も重いため限定的な取組みとなっているものと見られる。

2. ABLの導入に向けた検討

(1) ABLの段階別アプローチ

売掛債権ABL、在庫ABLおよび機械設備ABLにはそれぞれの特性があり、それぞれの留意点がある。このため、これらのABLについて同時かつ全方的に取り組むことのハードルは高く、各ABLに段階的に取り組み、PDCAサイクルを回しながら展開していく選

図表5 段階別アプローチ



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

択が現実的であろう。

図表5のイメージ図では、横軸をABL取扱実績、縦軸をABLノウハウの蓄積度合いとし、各類型をその困難性に応じて配置した。ここでは在庫ABLの一部である生体ABL(肉用牛等を対象)を切り分けて4類型に細分化している。

フローとしては、始めに比較的取り組み易い売掛債権ABLから着手し、そこで実績を積み上げつつノウハウの蓄積を進め、機械設備、そして在庫へと段階的にステージを上げていくイメージである。金融機関にとっては、特性の異なる4類型のABLに同時着手するよりも、売掛債権ABL特化や、機械設備ABL特化のような集中対応の方が確実にPDCAサイクル回すことができ、組織的な定着を図ることができるだろう。

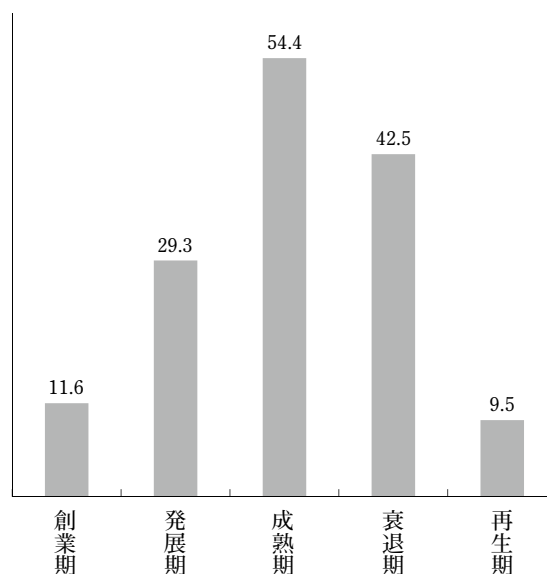
なお、ここでの4類型の相互関係は一般論であり、ABL対象物の種別や特性、個々の案件性等によっては相互関係が逆転すること

もある。ただし、その中でもやはり生体ABLだけは、極めて特殊なノウハウを必要とすることから、取り組みに際してはABLに関する一定の実績とノウハウを蓄積したうえ、満を持して着手することが望ましい。

(2) 企業のライフステージとABL

ABL実行先のライフステージ分布(図表6)を整理すると、現状のABLは成熟期および衰退期の事業者が主要ターゲットとなっている。成熟期および衰退期の事業者は、業況が総じて横ばいまたは縮小トレンドにあるが、見方を変えると創業期や発展期を経て相応の業暦を有している事業者でもある。言わば、現況は厳しいながらも事業を長年継続してきた実績を持つ事業者であり、事業サイクルは確立している。モニタリングを目的とするABL

図表6 ライフステージ別対応状況(24年度、%)



※金融機関へのアンケート回答における回答率(複数回答可)

(備考) 経済産業省 平成25年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

の視点から言えば、創業期や発展期の流動的な事業サイクルよりも、成熟期や衰退期の固定的な事業サイクルの方がモニタリングの実効性を確保しやすいということになる。

一方、再生期の事業者向けABLは少数となっている。やはり再生期における事業サイクルは特殊な状況下にあるため、通常のモニタリングでその実効性を確保することは難しい。それでも再生期の事業者向けABLに取り組もうとすれば、個々の案件性を踏まえたオーダーメイドのモニタリングが欠かせない。

創業期についても同様で、創業間もない事業者の事業サイクルは流動的であり、モニタリングの実効性を高めることは容易でない。とは言え、地域の若い企業を育成していくためには、本来、事業性評価に基づくABLこそ必要とされるのではないか。ABLの最大のポイントは、いかに事業サイクルを評価し、いかに高密度のモニタリングを継続するかであり、金融機関にとっては顧客企業と真正面から向き合う契機となる。

近年、信用金庫業界においても創業者向け支援を積極化する動きが目立っているが、今後の地方創生の観点からは、ABLを通じて創業者の事業性を評価し、創業融資ノウハウを段階的に蓄積していくということも有効な選択肢となるだろう。

3. 被災地で取り組む石巻信用金庫の「攻めのABL」

ここからは前稿に引き続き、石巻信用金庫の事例を紹介する。石巻市、東松島市、牡鹿

郡女川町という国内有数の水産業の町を営業エリアとする当金庫は、歴史的にも水産関連向け融資に注力してきた。

そもそも当金庫では、東日本大震災が起こる前からABLに取り組んでいる。売掛債権ABL、機械設備ABLに取り組むことで段階的にノウハウ蓄積を進めてきた結果、10件を超えるABLを実施した。ABLを切り口とした迅速な提案セールス活動を支えているのは新規開拓部隊の法人営業部であり、企業側の満足度は高い。

当金庫としては、引き続きABLを通じたコンサルティング機能発揮を積極化して地域企業の応援に取り組んでいくこととしており、地場産業である水産関連向けABLにも注力している。具体的には、元来持つ水産関連に関する知見を裏付けとしつつ、売掛債権ABLおよび機械設備ABL案件を通じて蓄積されたABLノウハウを融合させ、生体を含む在庫・売掛債権ABLに着手した。このような「売掛債権⇒機械設備⇒在庫」という段階的なABLの取組みは、確実性の高いアプローチと言えるだろう。

4. 株式会社マルキンのABL事例

本章では、生体を含む在庫ABLに取り組んだ株式会社マルキンの事例を紹介する。

(1) 株式会社マルキンの概要

当社は、明治時代に定置網漁業者として創業し、昭和52年に現代表が銀鮭養殖を開始、平成19年に法人成りした。女川湾で養殖さ

図表7 (株)マルキンの概要



当社の概要

社名	株式会社マルキン
代表者	代表取締役社長 鈴木 欣一郎
所在地	宮城県牡鹿郡女川町小乗浜字小乗1-22
設立	平成19年7月
資本金	300万円
役員数	18名
事業内容	・銀鮭の養殖、販売 ・殺菌装置でクリーン処理した牡蠣の販売 ・ホタテの業務用卸、販売 など

(備考) 石巻信用金庫撮影

れる牡蠣・銀鮭や、雄勝地区で養殖されるホタテ等の地元食材を取り扱う地域貢献度の高い水産加工業者である。(図表7)

女川地区は、東日本大震災の際に震度7を記録した。当社も津波により工場が全壊し、養殖施設や船舶、商品在庫までもが流出する被害を受けた。

その後、当社は公的支援を受けて新たな生簀を設置し、平成23年には養殖事業の再開に漕ぎ着けた。当該事業の再開を受け、震災後の品不足で一時離れていた取引業者とも取引再開に至っている。また、震災後は販路を多様化し、ネット経由の個人販売にも注力し

図表8 鈴木初専務取締役



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

ている。「銀王」ブランドの銀鮭と「黄金牡蠣」ブランドの牡蠣は当社の主力商品で、マスコミにも取り上げられている。

銀鮭養殖事業は、30年以上にわたり先駆者として取り組んでおり、養殖から加工までの一貫生産により安定的な商品提供を支えるトレーサビリティを確立している。

牡蠣加工事業では、平成7年に牡蠣を殺菌するシステムを導入している。新技術であるオゾンマイクロバブル浄化殺菌法^{(注)5}で24時間以上殺菌する方式により、牡蠣の磯臭さを感じず旨み成分を維持できるという特徴を有する。

ここから先は、事業を取り仕切っている当社専務取締役の鈴木初氏へのヒアリング結果を要約のうえ紹介する。(図表8)

当社は早くから事業の多角化を進めており、現在では一次産業（銀鮭の養殖）、二次産業（銀鮭・牡蠣の加工）、三次産業（銀鮭・牡蠣の販売、ホタテの仕入販売）を手がけている。

(注)5. オゾンマイクロバブルを発生させる洗浄装置により、10ミクロン前後の気泡を水中でえら呼吸している牡蠣の表面や体内に浸透させて牡蠣の身全体を殺菌する仕組み

図表9 当社の銀鮭ブランド



(備考) 当社撮影

近年においては、生産・加工・販売の各社が協力する「六次産業^{(注)6}」という概念が台頭しているが、当社の場合はずでに「六次企業」であり、他社と協業せずとも効率的な事業展開を図れており、結果として事業リスクを分散することに繋がっている。

水産業にとって市況変動の影響は不可避である。市況が高騰すれば生産者（一次産業）は潤うものの、取扱数量が減る加工者（二次産業）、販売者（三次産業）は厳しい状況に追い込まれる。逆に市況が暴落すれば、その真逆の構造となる。この点に対し、当社は一次産業から三次産業まで広く展開していることから、ある事業が厳しくても別の事業でカバーできる相互補完体制となっており、事業リスクを分散できている。商品別に見ても、事業の二本柱である銀鮭（図表9）、牡蠣のほか、ホタテ等も取り扱っている。

(2) 石巻信用金庫との取引に至るまで

イ. 石巻信用金庫からの提案について

震災後、公的な支援も受けて資金調達に目処をつけた当社は、新たな生簀を設置するなどいち早く施設を復旧し、平成23年秋には養殖事業も再開した。すると同業他社に先駆けて事業を再開した当社への発注は急増し、仕入のための増加運転資金を含む資金ニーズが生じたことから資金調達の検討に着手した。しかし、かかる資金調達ニーズを当時のメイン金融機関に打診したところ、対応面での迅速性を欠く状況であった。

一方、当時まだ非メインであった石巻信用金庫の対応は、メインとは対照的に極めて迅速であり、ABLという新しい資金調達方法を提案された。メインを含めた他の金融機関からは、それまでにABLのような斬新な提案を受けたことは無かった。

このため当社は、石巻信用金庫からの提案を受け入れるとともに、石巻信用金庫をメインに切り替えた。なお、ABLという提案内容が画期的であったことは事実ではあるが、メインを切り替えた最大の要因は石巻信用金庫の親身な対応である。

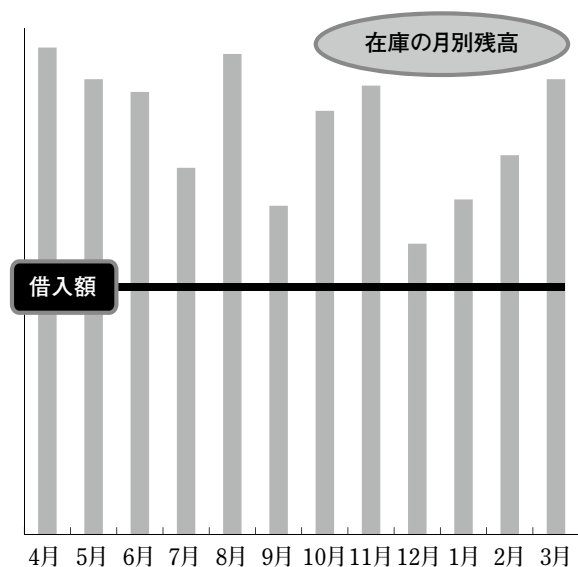
ロ. ABLの印象、ABLの仕組みの理解について

石巻信用金庫からの提案がなされる前、在庫の活用という発想は皆無だった。

正直なところ、「その手があったのか。」と

(注)6. 単独または共同して一次産業（農林漁業など）、二次産業（加工など）、三次産業（サービス・販売など）まで一体化し、産業としての可能性を広げようとするものである。六次産業化に取り組むには、生産・加工から流通・販売までのバリューチェーンを構築し、消費者や市場のニーズを踏まえつつ、流通・加工業者等のアイデアやノウハウも活かしながら、農林水産物の生産をはじめ、加工、流通・販売の各段階において付加価値を高める工夫をすることが重要とされる。

図表10 在庫の季節変動と借入額の関係
＜イメージ＞



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

いう感想である。震災後の被災地の不動産は下落が進んだことから、他に財産を持たない企業にとってABLは有効な手段であり、当社としても感謝している。(図表10)

ABLの仕組みについては、石巻信用金庫から丁寧な説明を受けた。石巻信用金庫の担当者を信頼していたこともあり、担保提供への不安は無かった。通常の融資でも担保は必要なものであり、それが在庫や売掛金でも同様という認識である。

不動産の場合でも、担保とは事業が正常に回っている限り自社のものであり、特に当社は事業面での勝算があったことから懸念は無かった。当社商品のブランドは確立しており、ただ生産と販売を安定的に続けるだけである。

ハ. 取引先への説明について

売掛金を譲渡担保の対象とする場合、売掛

先に対して通知が行われるが、当社の場合は商品ブランドと販路が確立していたことから、特に懸念は生じなかった。

売掛先が大手企業の場合、その売掛債権には譲渡禁止特約が付されていることも多いが、当社の売掛先については地元の優良取引先（小売店、運送業者、資材業者など）であり、幸いに石巻信用金庫にとっての優良取引先でもある企業向けの売掛金であった。このため、ABLの仕組みの説明等について、石巻信用金庫にも協力を仰いだ。

二. モニタリング対応への負担について

当社は、商品在庫や売掛金の明細を定期的に報告するのみで、特別な負担感は感じない。商品アイテム数も限られ、ボリューム把握で全体を管理できる。

倉庫業者に委託している在庫に関しては、倉庫業者発行の在庫証明をエビデンスとしている。(図表11)

当社はABLを通じて石巻信用金庫とのコミュニケーションを積極化しているが、当社としては、石巻信用金庫から事業に対するアドバイスを受けることに違和感はない。

震災後に当社がここまで復興を成し遂げることができたのは、石巻信用金庫が事業内容を理解してくれたことによるものと理解している。当社としては、むしろメイン金融機関に事業内容をしっかり理解してもらいたいという思いがあるので、金融機関とのコミュニケーション密度を高めることには肯定的だ。

復興の段階からその次の発展の段階に入っ

図表11 在庫保管状況



(備考) 当社撮影

ていくためには、パートナーとして信頼できる金融機関の存在が欠かせない。当社の場合、石巻信用金庫の支援が無ければここまでの発展を果たすことは困難だった。石巻信用金庫こそ、最も地元に貢献した金融機関であると考えている。

(3) モニタリングの実際

ここでは、株式会社マルキンの事業内容を踏まえ、あらためて石巻信用金庫によるモニタリング対応を紹介する。

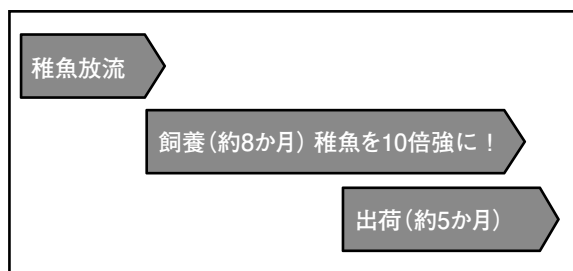
当社の銀鮭養殖、牡蠣加工・販売の季節サイクルは、図表12および図表13のとおりそれぞれ整理される。当金庫のモニタリングは、在庫(種類・金額・数量)、売掛債権(第三債務者・金額・支払期日・回収状況)を対象とし、月次サイクルでの把握を行っている。

敢えて管理項目を過剰設定しないこととしており、企業との二人三脚が可能な範囲で、持続可能なモニタリングの継続に努めている。

①銀鮭の場合

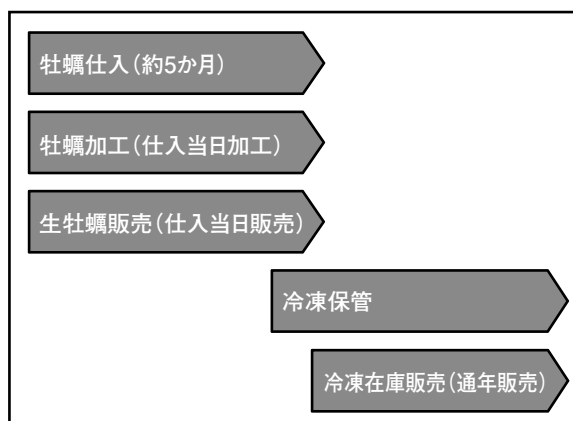
稚魚放流後の飼養期間は概ね8か月であ

図表12 銀鮭養殖のサイクル



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表13 牡蠣加工・販売のサイクル



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

る。この間に稚魚は10倍強の水準にまで成長するため、成魚は市場価格を注視しつつ順次出荷していく。

②牡蠣の場合

シーズン中は生のまま仕入れて加工し、即日出荷することから、在庫は基本的に生じない。シーズン外の期間においては、あらかじめ加工のうえ冷凍保管していた冷凍在庫を順次出荷し、通年販売も可能としている。通年販売体制を確立した効果として、昨今においては、消費者の牡蠣に対する意識も「冬季商材」といったイメージから脱却されつつある。

③その他ホタテ等

当日仕入れの当日販売が基本であることから、在庫は基本的に生じない。

図表14 養殖用生簀と作業風景



(備考) 当社撮影



以上のとおり、本件ABLの対象在庫のうち、生体は銀鮭であり、その他は生鮮品である。生鮮品についてはアイテム数も限られており、保管倉庫毎に原材料と商品の区別、品目の区別をモニタリングすることで対応している。倉庫は自社倉庫と委託倉庫に分かれている。

養殖施設は、沖合数キロメートルの洋上に設置されており、そこにたどり着くには船舶を使用する必要がある。このため頻繁に生簀の現地確認を行うことは難しいが、出荷の最盛期となる夏場や、大型台風等の通過後においては状況把握を行うなど、要所において現地確認を行うこととしている。(図表14)

当金庫としては、当初から厳格な取り組みを徹底することなく、現実的に持続可能なモニタリングから始め、段階的に幅を広げていくスタンスである。あくまでもPDCAサイクルの一環であり、トライアルの側面もある。ABLに限った話ではないが、PDCAサイクルを回し始めるためには、容易ではないが「まずはやってみる」というチャレンジのプロセ

スを経なければならない。

もっとも当金庫の場合は、近年のABL案件への取組みを通じてノウハウがすでに蓄積されていたため、そのノウハウを裏付けとして株式会社マルキンとのABLに着手した。言わばこれは「確信あるチャレンジ」である。

このように、今日の当金庫におけるABL推進体制は一朝一夕で完成したものではなく、法人営業部を中心にチャレンジから始まるPDCAを繰り返し、その結果として完成に至ったものである。

おわりに

本稿では前稿に引き続き、石巻信用金庫の事例を紹介した。当金庫では東日本大震災が起こる前からABLに注力してきたが、震災後においてその取組みは一層加速した。当金庫は元来、動産・債権価値の評価ではなく事業性の評価に軸足を置いてABLに取り組んでおり、この点がABLを根付かせる決め手となったと言えよう。

事業性を評価するプロセスを支える“目利

き力”と、高密度のモニタリングプロセスを支える“コンサルティング力”という二つの力について、信用金庫は長年の地域密着金融の徹底により強化してきたが、今後5年～10年にわたって中小企業融資ビジネスを安定的に続けていくためには、この二つの力をさらに強化していくことが必要となる。

石巻信用金庫の場合は、ABLへの取組みを契機として、中小企業融資業務の競争力を左右するこの二つの力を強化した。

最後となるが、ABLは形態面で見ると担保融資であるものの、実態面で見ると無担保融資に近い。石巻信用金庫による取組みは、まさにABLという形態を取りながらも事業性評価に基づく“無担保融資”を展開していると言え、モニタリングによるコンサルティング機能の発揮も同時に実現している。この点は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の趣旨にも合致しており、地域企業応援にかかる一つのスタイルとすることができるだろう。

〈参考文献〉

- ・経済産業省 平成24年度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業『動産・債権担保融資（Asset-based Lending：ABL）普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査』報告書（平成25年2月）http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E002425.pdf
- ・経済産業省 平成25年度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業『ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等』報告書（平成26年2月）http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E003645.pdf
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）
- ・経済産業省HP
- ・金融庁HP
- ・法務省HP

日本中小企業学会第34回全国大会 国際交流セッション講演抄録

中京大学教授
寺岡 寛
日本中小企業学会会長

共通論題

「多様化する社会と中小企業の果たす役割」

1. はじめに

日本中小企業学会の第34回全国大会は2014年9月13日と14日の二日間、東京都町田市の桜美林大学で開催された。信金中央金庫地域・中小企業研究所協賛の国際セッションは初日に開催された。国際セッション開催に先立って、第34回全国大会の桜美林大学教授の堀潔大会準備委員長と信金中央金庫地域・中小企業研究所の藤野次雄特別顧問が今回の統一テーマと国際セッションとの関係についてふれた。

堀教授は挨拶のなかで、日本経済や日本社会をとりまく環境が大きく変化するなかで、中小企業の具体的な社会的貢献のあり方も重要になってきている。この社会的責任は中小企業にとっても克服しなければならない課題であると同時に、新たなビジネスチャンスの到来と積極的にとらえることが必要である。今回、国際セッションの3人のスピーカーの

オランダ、韓国、米国でも同様であり、こうした国での中小企業の社会的貢献（CSR, Corporate Social Responsibility）、いわゆる社会的事業（Social Business）、社会的起業家（Social Entrepreneurs）の実態、社会的事業への政府などの支援策の現状などについて学びたいとされた。

藤野特別顧問も冒頭の挨拶のなかで、地域金融業務と社会的貢献との関係にふれつつ、日本においても中小企業の社会的貢献が重要になってきており、日本社会もグローバル化の影響をうけるなかで、従来の事業、とりわけ、中小企業の存立分野なども変わりつつある。そのなかで、より社会的な役割を果たすいわゆる社会的企業の存在が改めて着目されている。今回の3人のスピーカーによるオランダ、韓国、インドなどの状況の報告を大いに参考にしたいとされた。

今回の国際セッションでは、3人のスピーカーが「多様化する社会と中小企業の果たす役

割」の大テーマの下にそれぞれの国の実情と課題を報告した。司会には一橋大学教授の岡室博之氏、桜美林大学教授の堀潔氏があたった。スピーカーと演題はつぎのとおりであった。

- 1) オランダからエラスムス大学 (Erasmus University) のブリジット・ホーゲンドーン (Brijitte Hoogendoorn) 氏：「中小企業と持続性」 (SMEs and Sustainability)
- 2) 韓国から建国大学校 (Konkuku University) の金才賢 (Kim Jaehyun) 氏：「韓国の社会的経済の動向とコミュニティ発展を基盤とした地域循環経済の形成」
- 3) 米国クラーク大学 (Clark University) から青山祐子氏：「インドにおける社会的事業 (Social Business in India)」

以下、三氏の報告内容と報告後のフロアを含んで活発な意見交換も行われたので、ここでの論点についても紹介しておきたい。

2. オランダの経験

最初の全国大会プログラムの当初の演題では、オランダのエラスムス大学のホーゲンドーン教授は「何が中小企業に環境問題への取り組みを促したのか」(What drives environmental practice of SMEs!) であったが、当日の演題は既述の「中小企業と持続性」(SMEs and Sustainability) となった。ホーゲンドーン教授の講演内容はオランダ企業がどのようにして環境問題への対応面で社会的責任を果たしてきたのかという点を取り上げ、その歴史的な歩みと現状が紹介された。環境問題への対応がその企業の展開する事業の持続性につなが

るという強いメッセージがそこにあった。中小企業と持続性の接点には環境問題への真摯な取り組みが重要であるともされた。この意味では、変更された演題の背景が理解されよう。

報告の冒頭に、ホーゲンドーン教授はパワーポイント・スライドに「20世紀とは」のタイトルの下に地球、森林、黒煙を上げる工場群のイラストを掲げ、「社会におけるビジネス」について問題を提起した。同教授は、20世紀は大いに経済発展をした時代であったが、同時に活発な企業活動がさまざまな環境問題を引き起こし、わたしたちの地球環境が悪化した時代でもあると指摘した。こうしたなかで、(民間) 企業の社会的責任のなかで最重要なものは何であるのかと問えば、それは企業活動が環境に対してどのような負荷を与えているのか、そして負荷軽減にたいして企業がどのような努力を積み重ねてきているのかである。彼女はそうように問題点を指摘した。「社会におけるビジネス」については、①企業の責任 (企業環境主義、Corporate environmentalism) —1960年代～1970年代、②株主アプローチ (法律遵守)、③ステークホルダー・アプローチ (戦略的意思決定) —1980年代～1990年代、④社会的アプローチ (持続性) —2000年代～2010年代、の4点を挙げた。

特に現在において、重要なのは環境問題への社会的関心である。しかしながら、そのような点は当初から問われたわけではなかった。ホーゲンドーン教授の整理では、たとえば、1960年代～1970年代においては、もっぱら株主視点 (ステークホルダー論) から規

制遵守（コンプライアンス論）ということがおおいに問題視された。それはステークホルダー—企業の利害関係者—とはいえ、実際には企業の株主との関係においてであった。その後、この流れは変わる。たとえば、1980年代～1990年代においてはステークホルダー視点ということで株主だけではなく、広く企業の利害関係者からの戦略的意志決定が重要視されるようになってきた。この変化については、報告後の議論で、時間の制約もあって取り上げられることはなかったが、オランダと日本でステークホルダーといった場合の範囲と意味合いがどのように異なるのか。これをきちんと整理したうえで、オランダの状況を理解しておくことが大事であろう。

ホーゲンドーン教授は、現在について、企業経営にとって何が重要視されているのかとさらに問題提起を行った。彼女は現在では、社会的な視点から「持続性（sustainability）」が重視されるようになった時代であるとみている。とりわけ、地球環境に関わって、わたしたちの社会も、経済も、そして企業もまたどのようにして持続性を保つのかを考える時代となってきていることを強調した。

環境問題は事業分野によって異なるとはいえ、企業という視点からいえば、共通して取り組まざるをえない問題なのである。ホーゲンドーン教授は企業と環境問題に関する文献資料にふれ、研究においてはもっぱら大企業の環境問題への取り組みなどが研究されてきたものの、中小企業の環境問題への取り組みは研究蓄積が手薄であることを指摘した。し

かし、ホーゲンドーン教授によれば、実際には、環境汚染の60～70%が中小企業によって生み出されたものであるとした。この理由については、中小企業と大企業とは環境問題への取り組みの動機（motivation）が異なることが指摘された。だが、こうした理由を分析するよりも、中小企業がこの問題にどのように取り組むのかが重要となってきたとされた。この点については、報告後にフロアーからもそのデータの根拠、どのような指標が採用されているのか、欧州全体の数字か、あるいはオランダでの数字であるのかなど質問が出されている。

いずれにせよ、オランダでも社会における環境重視の意識の高まりは大企業だけではなく、中小企業へも環境問題への社会的貢献を促してきている実態が紹介された。この種の問題に関連して、CSR（Corporate Social Responsibility）論などが展開されてきており、社会的起業家（Social entrepreneurship）論や環境的起業家精神（Environmental entrepreneurship）論が取り上げられてきた。日本の場合、社会的起業家という言葉は定着してきているが、後者の環境的起業家精神という言葉はさほど普及しているとは言い難いだろう。

報告の最後のまとめのなかで、ホーゲンドーン教授は、現在、企業にとって自分たちの経済活動の環境への負荷をいかに低下させるのかが重要であり、中小企業もこの例外ではない。企業と環境問題への取り組みについては、企業規模、法規制、環境マネジメント、

環境への負荷などの要素を大いに検討する必要がある。環境問題については、オランダの中小企業もグリーンプロセス、グリーン製品・サービス (greening product and services) に取り組んでいることを紹介した。グリーンプロセスということでは、中小企業が資源の効率的活用・使用にどの程度貢献しているのか。グリーン製品・サービスについては、中小企業の売上額にどの程度の割合を占めているのか。同教授によれば、中小企業の90%がグリーンプロセスに関わっており、中小企業の28%がグリーン製品・サービスを提供しているとされた。では、実際にはグリーン製品とはどのようなものであるのか。また、中小企業における具体的活動は興味あるところであったが、時間の制約もあり、十分な事例紹介がなかったことは残念であった。とはいえ、示唆に富む指摘であった。

報告の最後に、ホーゲンドーン教授は中小企業の環境問題への取り組みには、事業規模、市場、環境規制の程度によって一律ではないとしたうえで、中小企業への外部支援 (external support) が重要であることと指摘した。また、中小企業は環境問題への取り組み=投資に熱心ではないという見方もあり、それは中小企業にとって重い負担となっているとされてきた。だが、環境問題への取り組みが中小企業にとって付加価値を高まることにつながることもある、とも指摘された。日本でも検討すべき課題である。

3. 韓国の経験

韓国の建国大学生命環境学部環境科学科の金教授もまた「社会的事業」の「社会的」な背景について、韓国の経験にまずふれた。金教授が掲げた韓国社会の変化はつぎの区分と内容であった。

①工業社会から知識社会への変化—市民民主主義による公共サービスの提供、所有慾から存在慾の地球、地域での自発的な協力による社会システムの構築、②自発的な協力社会による機能—相互扶助目的から機能集団 (他助組織: NGO)、共同作業目的とする機能集団 (自助組織: 協同組合)、③地域の均衡発展と生活の質の追求—地域資源に対する再発見と価値追求、地域循環経済の活性化と総合的な発展。

金教授は、韓国社会もそれまでの経済成長だけを優先する社会の歪みを経験するようになった。韓国経済についてみれば、それまでの工業社会から知識社会を支えるような経済構造への転換が必要になる一方で、顕在化していた地域間の経済格差をいかに是正するかも課題となってきた。こうした社会的文脈の下で、金教授は韓国でも「経済優先」から「地域の均衡発展」と「生活の質」(quality of life) を重視する社会へと変化しつつあるとみる。

韓国社会でも、現在の大きな課題は、日本と同様に人口の高齢化、農業の衰退に伴う農村共同体の崩壊、その結果としての都市と農村における貧富の格差拡大が進んでいること

とされた。金教授は、高齢化問題はとりわけ農山村できわめて深刻—全国平均の3倍—であり、老人夫婦世帯の割合も高いとした。その結果、農村社会にあった大家族を中心とした共同体は解体し、共同体意識も薄れてきており、若者たちの農村離れは彼ら・彼女らを引き留める所得機会の減少に原因があるとされた。必然、そこには単に経済だけではなく、地域（コミュニティ）に関わるさまざまな問題が噴出してきている。

こうした諸問題への対応は、単に営利企業だけでは解決できないことも明らかになっている。そのため、こうした社会問題の解決に、社会的企業（SE, Social Enterprise）の役割が期待されてきたのである。韓国の「社会的企業育成法」はこのような背景の下で制定された。この背景には、地域の社会的弱者への雇用の提供、社会的弱者の活動範疇の拡大が必要であり、そのための政府の支援策が重要視されてきたことがあった。公共政策は単に経済面だけではなく、「社会的経済の観点からの政策的アプローチ」を必要とした。むろん、韓国政府はそれまでの各省庁をはじめ、地方自治体がこの種の問題にも取り組んできた経緯がある。しかし、より明示的に「社会的経済」の観点からの政策必要となっていた。

したがって、同法の目的は一般労働市場で職を得ることが困難な障害をもった人たちの雇用に積極的な役割を果たしうる「社会的」企業への支援と、そのような人たち（＝社会的弱者）へ社会参加の機会や支援サービスを

提供することである。同法によって「社会的企業」の認証を受けるには、障害者など社会的弱者を一定割合数を雇用し、仕事を提供しているのかどうか、いわゆるステークホルダーにたいして情報公開などを行っているのかどうかなどの審査を受ける必要がある。「社会的企業」の認証企業は、政府から人件費補助などの一定期間について支援を受けることができる。

金教授によると、「社会的企業」の認証件数については、2007年の55社から始まり、2014年6月現在で1,206社が認証を受けている。認証を受けた1,206社のうち、1,124社が「活動中」であるとされた。地域別分布ではソウルなど都市圏が中心で、社会的目的タイプでは「仕事場提供型」がもっとも多く、サービス分野別では「環境」や「文化」、「社会福祉」の多いことが報告された。また、組織形態別では、「商法上会社」がもっとも多く、ついで「民法上法人」となっている。認証社会的企業によって、とりわけ、障害者などの雇用増加がみられたという。この社会的企業と地域共同体（マウル、コミュニティ）の関係については、地域の経済問題や社会問題の解決に貢献できるようなコミュニティビジネス（Community Business）が重要であるとされた。なお、協同組合の現状については、一般的協同組合がほとんどであり、社会的協同組合はほんの一部であるとされた。

では、実際に、社会的企業あるいは社会的事業（Social Business）とコミュニティビジネスとがどのように共通し、どのように異な

るのか。金教授は韓国の「社会的企業」の実態をパワーポイントで写真などを示しながら紹介した。なお、「社会的企業」の認証のあり方については、報告後にフロアからも質問が寄せられた。たとえば、社会的弱者といった場合、その基準をどこまで広げるのか、そのスクリーニングコストはどのようになっていくのか、申請企業数と認証企業数の差などである。金教授も、実際の運用においてはさまざまな問題があることを示唆された。

事例紹介であるが、金教授は炭鉱が廃坑になった地域にカジノを誘致したものの、地域の雇用などにさほど大きな影響を与えなかった事例を紹介した。コミュニティビジネスとは、本来、外部資源に全面的に依存するのではなく、むしろ自分たちの地域に眠る、あるいは使われていない資源を掘り起こし、それらを積極的に利用すべきビジネスであるとした。具体的な事例として、住民たちが社会的ビジネスにつながるようなアイデアを出し合い、それらを審査で絞り、社会的事業計画所に仕上げ、政府の支援を受けるために活動するプロセスが示された。炭鉱の廃坑となった地域では、石炭や炭鉱文化を活用した記念品への取り組み—商品開発、デザイン、製造—、地域女性たちの仕事場づくりと地域観光客の引き込みなどが紹介された。カジノは確かに域外から多数の観光客を引き付けたが、地域での消費はほとんどない状況であった。このことが記念品づくりを促したという。

このほかにも、事例が紹介された。地域で採れた山菜や薬用植物を利用したチョコレート

トやマカロンの商品開発の事例などがカラー・スライドとともに紹介された。これらの事例に共通したのは、いわゆる日本でいうところの「地産地消」への地元の人たちの積極的な取り組みである。それらがコミュニティビジネスであり、そのようなビジネスに積極的に関与しようというのが社会的企業であるというのが金教授の指摘であった。

報告の最後に、金教授はこれからの「社会的経済政策」の方向についてつぎの5点を掲げた。①それぞれの政府機関が推進した事業をガバナンス方式の総合的支援政策へ転換させること、②社会的経済のための社会的資本蓄積への支援、民間の自律性とアイデンティティの尊重システム、③既存の社会的経済と関連する政策事業と地方政府の事業の連携、④地域資源活用の地域性の育成、⑤市場経済と社会的経済領域が連携する経済パラダイムへの転換。金教授が報告のなかで繰り返し強調したのは、地域での住民の自主的な取り組みの必要性であり、そのためには地域内部の資源—人的資源も含め—の掘り起こしであり、それこそが地域の社会的経済のあり方を強くするという点である。これも日本の研究者が検証すべき課題である。

4. インドの事例

米国クラーク大学の青山教授は当初は、インドでの米国企業を中心とする多国籍企業の研究開発（R&D）活動の調査を行っていた。だが、その実態調査の過程で欧米留学帰りのインド人高学歴者が自国の貧困問題に取り組

んでいる事例に出会う経験をしたという。その結果、青山教授は元々の研究テーマから「インドでの社会的事業」や「社会的イノベーション」に調査の中心を移したと自らの研究テーマの背景を説明された。青山教授は冒頭でドラッカーなどの所説にふれつつ、19世紀が社会的イノベーションの時代であったものの、20世紀になり政府がより効果的な社会的イノベーションをすすめるだけの能力を失ってしまったとして、21世紀の現在はどうのようにだれが社会的イノベーションをすすめるべきなのか、と問題を提起した。

社会的イノベーションの担い手は従来の政府か、あるいは、企業か、NGOか、社会的企業なのか。とりわけ、貧困問題への解決＝社会的イノベーションにおいては、従来は政府などの公的機関・部門に加え、NPO (Non-profit Organization) やNGO (Non-governmental Organization) が大きな役割を果たすべきであるという見方がきわめて強かった。しかしながら、現在において、社会的事業家 (social entrepreneurs) たちは貧困問題へあくまでも営利事業として取り組んでいることに着目すべきであるとされた。社会的企業は欧州社会では国営企業の民営化や規制緩和にともなって、従来のいわゆるNGOなどに代わって2000年代には登場し、その数も増加してきたが、インドではいまだ新しい事業形態であるといつてよい。青山教授が調査対象としたインドでは、いまではさまざまな分野で企業家の活躍がみられるという。そのほとんどは従業員数で30人未満であり、

なかにはすでにグローバルに活用している企業家たちもいる。たとえば、米国ではボストン、アトランタ、シアトルなど、オーストラリアのシドニーやシンガポールなどに事業所をおく社会的企業もみられる。事業分野では医療・保険などで強い使命の下で活動している。

建設業、テレ医療、太陽エネルギー関連等々の具体的な事例も紹介された。すでにふれたように、米国の大学や大学院などの高等教育基金でビジネスや専門分野を学んだインド人留学生は帰国後に米国の多国籍企業で経験を積んだりしながら、事業家としてインドの貧困所得者たちでも購入可能なような製品やサービスの開発に取り組んできている実態がある。インド人以外にも米国人やオーストラリア人など外国人の社会企業家もみられる。こうした社会的企業のなかにはベンチャーキャピタルから出資をうけているところもある。

この貧困所得層の市場はいわゆるBOP (Base of the Pyramid) —ピラミッドの底辺層—と呼ばれる。青山教授は、高学歴インド人企業家がBOP市場の開拓を通じて、さまざまな商品やサービスの提供を行っている事例を取り上げている。そのなかで、多国籍企業と現地のNPOなどと協同 (collaboration) で事業を展開しているケースがある。青山教授はそうした協同開発事業の事例についてふれたうえで、実際に事業展開しているインド人企業家などに行ったインタビュー調査の結果も分析している。紹介されたインド人社会的企業家民営化 (social entrepreneurs) の生

の声も紹介された。

3人の報告者のプレゼンテーションのあと、会場の会員からそれぞれの報告者の社会的企業家あるいは社会的事業家の概念、さらには中小企業と社会的企業との関連、紹介されたデータの出所などについて質問やコメントが出された。座長の堀桜美林大学教授と岡室一橋大学教授の司会の下で、翌日の統一論題に連なる有意義な議論が展開された。

5. 日本への示唆

今回の全国大会についてふりかえれば、国際セッションのテーマとその翌日に開催された統一論題セッションの連動性が高かったこともあり、社会的企業と中小企業との関係についての国際セッションでも、あるいは統一論題セッションでも活発な議論が展開したのではないだろうか。改めて、日本の問題や課題を世界の視点からとらえ直すことが国際セッションの意義でもあることを再確認できた。

とりわけ、3番目のスピーカーであった青山教授が日本中小企業学会の会員であることから、その翌日に開催された統一論題セッションの2人の報告—文教大学教授鈴木正明氏と高千穂大学教授川名和美氏—も聴講され、興味ある質問をされた。この質問は日米における社会的企業や社会的事業の「社会的」概念の相違を考えるうえで刺激的であった。この点についてもふれておきたい。

特に印象に残ったのは、日本では社会的事業や社会的企業といえ、社会的意義が優先され、その種の事業が企業収益に結びつ

かないがゆえに「社会的」事業や「社会的」企業とされる傾向がつよいが、米国においては先のBOP論にみられるようにいかに収益を確保しつつ社会貢献を行うことが社会的事業や社会的企業であるとされているという点である。また、社会的イノベーションについても、日本ではNPO分野とされる傾向にあるが、それはむしろその担い手として中小企業が活躍しているのかどうか。また、日本の社会的企業とは、「資本の地元還元」や地域市場など「内向き志向」(relocalization)の印象が強すぎないか。日本の社会企業家は国内市場だけではなく、BOP市場に興味をもってもよいのではないか。これらの課題は今後の中小企業研究の新しいテーマである。

ほかには、NPOと社会的企業が実際にどのように異なるのか、という点についてフロアーの会員からも質問が行われていた。あるいは、元来、中小企業が地域社会に対してそれなりの役割を果たしてきたものの、日本経済のグローバル化によって、そうした中小企業もまた地域性を捨て去ってグローバル化したことによって、高齢者、若者、女性などが取り残されてしまった。そうした社会層を取り込んだ組織体なくしては、地域社会の活性化が困難となってきた背景があり、こうしたことを意識したのが社会企業ではないかという指摘もフロアーからあった。

二番目のスピーカーの金教授は韓国では地域住民などが自分たちの地域にある資源の再発見を通じてより自律的に地域経済を掘り起こしコミュニティビジネスを社会的事業と等

値させて論じたりしたが、青山教授のインドの事例報告のように、外国人がその地域において社会的事業を展開する可能性も示唆されていた。また、そうした社会的企業のグローバル性も興味深い指摘であった。これらの意味では、前日の3人のスピーカーがそれぞれの国の社会事情についてもう少し時間をかけて報告する余裕があれば、社会的企業や社会的事業とそれぞれの国におけるNPO事業との相違なども一層明確になったかもしれない。これはこの種のセッションの時間制約のある運営上のいつもの悩みである。

とはいえ、日本中小企業学会第34回全国大会での国際セッションのテーマと翌日の統

一論題セッションのテーマがシンクロしていたことは評価しておいてよい。国際セッションにおいて、中小企業、小規模企業、コミュニティビジネス、NPO、そして社会的企業や社会的事業との関係があらためて整理される機会を得たことは、日本中小企業学会にとっても貴重な機会ではなかったかと思う。

最後に、国際セッションの開催に関して、今年度においても多大なご援助を賜った信金中央金庫地域・中小企業研究所の関係者に日本中小企業学会の会員を代表して心からお礼を申し上げたい。今後とも興味あるテーマを中心として国際セッションを企画し、わが国中小企業研究のレベルアップにつなげたい。

地域・中小企業研究所が 「女性職員の活躍推進セミナー」を開催

地域・中小企業研究所では、信用金庫女性職員の活躍を支援するため、「しんきん実務研修プログラム」の一環として、平成27年1月27日(火)に「女性職員の活躍推進セミナー」を東京で開催しました。

本セミナーは、信用金庫の現役女性支店長をロールモデルとして紹介することにより、女性職員のキャリア形成および営業店マネジメントスキル向上を支援することを目的として開催したもので、全国から64金庫、102人の信用金庫女性職員が参加しました。また、信金中央金庫の東京在勤の女性総合職20人も参加しました。

本セミナーでは、信金中央金庫の田邊光雄理事長が開会挨拶および名刺交換会に出席するとともに、経済産業省経済産業政策局経済社会政策室の関万里係長が女性活躍推進の意義や政府の取組みについて基調講演を行いました。

また、埼玉縣信用金庫の角田智恵子支店長、のと共栄信用金庫の山本裕美子支店長、知多信用金庫の鈴木尚美支店長、広島信用金庫の高原恵子支店長の4人がプレゼンテーションを行い、自金庫における女性活躍推進の取組みと、自身の支店経営についての考えを述べました。

講演後の質疑応答では、会場から講師に「部下の指導・育成方法」「仕事と家庭の両立」「支店長として嬉しいこと」等多くの質問が寄せられ、4人の支店長が自身の考えを披露しました。

セミナー終了後の名刺交換会には、講師および参加者に加え、田邊光雄理事長および藤野次雄特別顧問も出席し、信用金庫業界で活躍する者同士、積極的なネットワーク作りや活発な情報交換を行いました。



開会挨拶をする田邊理事長



信用金庫の女性支店長



セミナー風景



名刺交換会風景

地域・中小企業関連経済金融日誌（2015年1月）

- 5日 ● 内閣府、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を公表 資料1
○ 中国財務局、「高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認を踏まえた金融上の対応について（山口県）」を要請
- 6日 ○ 経済産業省、消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査結果（12月書面調査）を公表
- 8日 ○ 日本銀行、「生活意識に関するアンケート調査」（第60回）の結果—2014年12月調査—を公表
- 9日 ○ 経済産業省、中小企業・小規模事業者への資金繰り支援・事業再生支援の強化を公表
- 14日 ● 金融庁、平成27年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について公表 資料2
● 総務省、「平成27年度地方債計画」を公表 資料3
○ 総務省、「平成27年度地方財政対策のポイント及び概要」を公表
- 15日 ● 日本銀行、地域経済報告—さくらレポート—（2015年1月）を公表 資料4
○ 経済産業省、平成26年12月末までの消費税転嫁対策の取組状況を公表
- 16日 ○ 中国財務局、「高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認を踏まえた金融上の対応について（岡山県）」を要請
- 19日 ○ 福岡財務支局、「高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認を踏まえた金融上の対応について（佐賀県）」を要請
- 20日 ● 金融庁、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」を踏まえた「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」への新たな事例の追加について公表 資料5
- 23日 ○ 総務省、「統一的な基準による地方公会計の整備促進」を公表
○ 日本銀行、業務継続体制の整備状況に関するアンケート（2014年9月）調査結果を公表
- 27日 ○ 総務省、「公営企業会計の適用の推進」を公表
- 28日 ○ 日本銀行、「市場参加者との対話の場の拡充について」公表
● 経済産業省、「平成26年10-12月期地域経済産業調査」を公表 資料6
○ 金融庁、金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」報告書を公表

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

【●】表示の項目については、解説資料を掲載している。

(資料1)

内閣府、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を公表（1月5日）

〈経済対策の基本的な考え方〉

○経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感をもって対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするとともに、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせることを目指す。このため、以下の3点に重点を置いて取りまとめた。

- ①地域の実情に配慮しつつ、消費を喚起する。
- ②しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促す。
- ③災害復旧等の緊急対応や復興を加速化する。

(<http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>参照)

(資料2)

金融庁、平成27年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について公表（1月14日）

金融庁は、平成27年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について以下の3項目をあげている。

1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大
2. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備
3. 法人税率引下げに伴う検討関係

特に「3. 法人税率引下げに伴う検討関係」の中で、協同組合等については、現状及び問題点を踏まえたうえで、大綱の概要（与党大綱）の以下の記述を引用している。

「協同組合等については、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金参入制度が適用される中で『過剰な支援』となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

(<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150114-1.html>参照)

(資料3)

総務省、「平成27年度地方債計画」を公表（1月14日）

総務省は、2015年度の地方債計画を公表した。2015年度計画は、2014年度計画比で6.0%減の12兆2,064億円（通常収支分と東日本大震災分の合計）。うち民間等資金は、同6.9%減の6兆9,664億円。なお、借換分を含む市場公募地方債発行予定額は以下のとおり。

市場公募地方債発行予定額（借換分を含む）

（単位：兆円）

			2015年度予定額	2014年度（計画ベース）
合計			7.3程度	7.6程度
全国型市場公募地方債			7.1程度	7.3程度
	10年債	共同発行分	4.9程度	5.1程度
		個別発行分	1.4程度	1.5程度
			3.5程度	3.6程度
	2、3、5、7年債		1.5程度	1.6程度
	超長期債（20年債および30年債）		0.7程度	0.6程度
住民参加型市場公募地方債			0.2程度	0.3程度

（備考）1. 表示数値未満四捨五入。予定額は変更の可能性あり。
2. 総務省資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei05_02000074.html参照）

（資料4）

日本銀行、地域経済報告—さくらレポート—（2015年1月）を公表（1月15日）

日本銀行は、「地域経済報告—さくらレポート—（2015年1月）」を公表した。各地域からの報告をみると、国内需要が堅調に推移し、海外需要に持ち直しの動きがみられる中で、雇用・所得環境が着実な改善を続けていること等を背景に、北海道を含め全地域で、基調的には、「回復している」、「緩やかに回復している」等としている。この間、個人消費については、多くの地域で消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が全体として和らいでいるとの報告があった。また、生産については、なお一部に弱めの動きがみられているものの、下げ止まりの動きを指摘する報告もあった。

各地の景気情勢を前回（2014年10月）と比較すると、北海道から、公共投資の減少など一部に弱めの動きがみられるとして判断を引き下げる報告があったものの、残り8地域では、景気の改善度合いに関する基調的な判断に変化はないとしている。

（<http://www.boj.or.jp/research/brp/rer/rer150115.htm>/参照）

（資料5）

金融庁、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」を踏まえた「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」への新たな事例の追加について公表（1月20日）

今般、金融庁では、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に新たな事例（事例20）を追加し、以下の趣旨を明確化することとした。

1. 正常運転資金に対して、「短期継続融資」で対応することは何ら問題ない。
2. 「短期継続融資」は、無担保、無保証の短期融資で債務者の資金ニーズに応需し、書替え時には、債務者の業況や実態を適切に把握してその継続の是非を判断するため、金融機関が目利き力を発揮するための融資の一手法となり得る。
3. 正常運転資金は一般的に、卸・小売業、製造業の場合、「売上債権＋棚卸資産－仕入債

務」とされているが、業種や事業によって様々であり、またある一時点のバランスシート
の状況だけでなく、期中に発生した資金需要等のフロー面や事業の状況を考慮することも
重要である。

(<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150120-1.html>参照)

(資料6)

経済産業省、「平成26年10—12月期地域経済産業調査」を公表（1月28日）

経済産業省は、各地方経済産業局が、各地域の経済動向を把握するために、四半期ごとに行っている地域経済産業調査の結果をとりまとめた。今回の調査結果のポイントは以下のとおりとなっている。

1. 全体の景況判断

前期から据え置き、「一部に弱い動きがみられるが、持ち直しが続いている」とした。地域別では、景況判断を北陸、九州で上方修正し、北海道、東海、中国の3地域で下方修正し、その他5地域（東北、関東、近畿、四国、沖縄）で据え置いた。

2. 生産

自動車産業では、北米等海外向けは堅調に推移したが、国内向けは引き続き弱含みとなっており、全体としては弱い動きがみられた。また、電子・デバイスやはん用・生産用・業務用機械は、海外向けが堅調に推移した。

3. 設備投資

製造業では、一部に生産能力増強等の積極的な投資の動きがみられ、非製造業では、全国的に小売業を中心に新規出店等の動きがみられた。（前期と同じ記述）

4. 雇用

前期に引き続き人手不足の声があり、小売業やサービス業でアルバイトの確保が難しいとの声があった。（前期と同じ記述）

5. 個人消費

全国的に、百貨店やスーパーでの売上げが持ち直す一方、自動車販売や家電販売では消費税率引上げに伴う反動減の影響が残っている。また、個人消費について、日用品の低価格志向が続いているとの声や、都市部に比べ郊外での売上げの持ち直しが遅れているとの声が出ている。なお、観光では、前期に引き続き、外国人観光客が増加しているとの声があった。

(<http://www.meti.go.jp/press/2014/01/20150128004/20150128004.html>参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(1月)

1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
15.1.5	内外金利・為替見通し	26-10	景気は年度下期に回復基調を取り戻そうが、物価上昇率は一段と鈍化	斎藤大紀 黒岩達也
15.1.7	ニュース&トピックス	26-61	閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のポイント	永瀬昌彦
15.1.14	中小企業景況レポート	158	全国中小企業景気動向調査結果（10～12月期）（特別調査：2015年（平成27年）の経営見通し）	—
15.1.21	ニュース&トピックス	26-64	信用金庫の貸出金動向（2014年12月末速報） 不動産業向け設備資金を主因とした増勢が続く	井上有弘

2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
15.1.8	講演	女性職員の活躍推進	業務研究会	信金中央金庫 名古屋支店	大塚琴美
15.1.15	講演	今年の経済展望	新春経済講演会	西尾信用金庫	斎藤大紀
15.1.15	講演	今後の日本経済の動向について	新春賀詞交換会	吉見町商工会	角田 匠
15.1.16	講演	Shinkin Banks And SME Finance	ADBIDB 2015 Latin America/Caribbean and Asia/Pacific Economics and Business Association (LAEBA) Seminar on SME Internationalization	アジア開発銀行 米州開発銀行	藤野次雄 松崎英一
15.1.16	講演	平成27年の日本経済の展望	群馬県信用金庫専務・常務・常勤理事会	群馬県信用金庫協会	斎藤大紀
15.1.16	講演	2015年の景況見通し	足利ロータリークラブ新春経済講演	足利ロータリークラブ 足利小山信用金庫	藤津勝一
15.1.16	講演	バイオマス発電にかかる意見交換会	バイオマスを利活用した「地域づくり」への挑戦	養父市 養父市森林組合	藁品和寿
15.1.19	講演	日本経済と金利・為替の見通しについて	日本経済と金利・為替の見通し	多摩信用金庫	斎藤大紀
15.1.20	講演	景況調査活用について	中小企業景況調査の意義と手順	淡路信用金庫	藁品和寿

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
15.1.22	講演	新年の経済見通し	新春経済講演会	日本輸出刃物工業組合 関信用金庫	斎藤大紀
15.1.22	講演	中小企業にみる身近なイノベーションの事例	新春講話会	柴工業団地協議会 足利小山信用金庫	藤津勝一
15.1.22	講演	環境変化に挑む！中小企業の経営事例	又新会講演会	又新会(印刷業界団体) 城南信用金庫	鉢嶺 実
15.1.22	講演	今年の経済見通し	新春経営者セミナー	大阪彩都総合研究所 北おおさか信用金庫	角田 匠
15.1.23	講演	日本経済の現状と金利・為替見通し	埼玉縣信用金庫 与野支店 信和会 講演会	埼玉縣信用金庫	斎藤大紀
15.1.27	講演	新年の経済見通し	岐阜信用金庫 名古屋支店 菊信会 新春講演会	岐阜信用金庫	斎藤大紀
15.1.27	講演	地域経済と地方創生	しんきん経営塾	伊万里信用金庫	角田 匠
15.1.28	講演	老舗の経営が示唆するものは何か～なぜ「老舗」は永く存続し続けることができるのか～	金石商工振興会会員向け講演会	金沢信用金庫	鉢嶺 実
15.1.29	講演	環境変化に挑む！中小企業の経営事例	経営者セミナー	下野市国分寺事業所協会 足利小山信用金庫	鉢嶺 実

統 計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等…………… 48
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金…………… 49
- (3) 信用金庫の預金者別預金…………… 50
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金…………… 51
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金…………… 52
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況…………… 53

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等…………… 54
- (2) 業態別貸出金…………… 55

統計資料の照会先：
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 3. 記号・符号表示は次のとおり。
 - 〔0〕 ゼロまたは単位未満の計数 〔－〕 該当計数なし 〔△〕 減少または負
 - 〔…〕 不詳または算出不能 〔*〕 1,000%以上の増加率 〔p〕 速報数字
 - 〔r〕 訂正数字 〔b〕 b印までの数字と次期以降との数字は不連続
 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島島の4県である。
- ※ 信金中金庫 地域・中小企業研究所のホームページ(<http://www.scbrj.jp/>)よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

年月末	店 舗 数				会 員 数	常 勤 役 員 数				
	本 店 (信用金庫数)	支 店	出張所	合 計		常勤役員	職 員			合 計
							男 子	女 子	計	
2010. 3	272	7,089	258	7,619	9,317,116	2,271	76,640	36,722	113,362	115,633
11. 3	271	7,052	261	7,584	9,318,325	2,258	75,867	37,835	113,702	115,960
12. 3	271	7,005	259	7,535	9,318,366	2,238	74,678	38,344	113,022	115,260
13. 3	270	6,982	252	7,504	9,305,143	2,238	73,078	38,484	111,562	113,800
6	270	6,984	251	7,505	9,292,314	2,239	74,785	40,676	115,461	117,700
9	270	6,977	244	7,491	9,289,894	2,241	73,960	40,000	113,960	116,201
13.12	268	6,960	242	7,470	9,292,982	2,230	73,369	39,622	112,991	115,221
14. 1	268	6,953	242	7,463	9,293,399	2,227	73,135	39,461	112,596	114,823
2	267	6,950	240	7,457	9,294,820	2,228	72,936	39,323	112,259	114,487
3	267	6,946	238	7,451	9,282,698	2,220	71,801	38,504	110,305	112,525
4	267	6,944	240	7,451	9,285,004	2,220	74,136	41,077	115,213	117,433
5	267	6,937	240	7,444	9,287,234	2,219	73,963	40,987	114,950	117,169
6	267	6,938	240	7,445	9,283,027	2,230	73,495	40,774	114,269	116,499
7	267	6,936	238	7,441	9,278,062	2,228	73,244	40,575	113,819	116,047
8	267	6,937	237	7,441	9,274,766	2,229	73,029	40,403	113,432	115,661
9	267	6,931	234	7,432	9,276,165	2,227	72,700	40,136	112,836	115,063
10	267	6,924	230	7,421	9,275,654	2,227	72,508	40,039	112,547	114,774
11	267	6,912	232	7,411	9,276,368	2,226	72,363	39,982	112,345	114,571
12	267	6,911	232	7,410	9,278,669	2,226	72,101	39,727	111,828	114,054

信用金庫の合併等

年 月 日	異 動 金 庫 名			新金庫名	金庫数	異動の種類
2009年10月13日	西中国	岩国	(下関市職員信組)	西中国	277	合併
2009年11月9日	八戸	あおもり	下北	青い森	275	合併
2009年11月24日	北見	紋別		北見	274	合併
2010年1月12日	山口	萩		萩山口	273	合併
2010年2月15日	杵島	西九州		九州ひぜん	272	合併
2011年2月14日	富山	上市		富山	271	合併
2012年11月26日	東山口	防府		東山口	270	合併
2013年11月5日	大阪市	大阪東	大福	大阪シティ	268	合併
2014年1月6日	三浦藤沢			かながわ	268	名称変更
2014年2月24日	十三	摂津水都		北おおさか	267	合併

1. (2) 信用金庫の預金種別預金・地区別預金

預金種別預金

(単位：億円、%)

年月末	預金計		要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	1,173,806	1.6	388,510	0.9	780,139	2.0	5,157	4.8	1,171,806	1.6	470	△ 9.1
11. 3	1,197,465	2.0	401,123	3.2	790,761	1.3	5,580	8.1	1,195,493	2.0	525	11.6
12. 3	1,225,884	2.3	422,706	5.3	798,587	0.9	4,590	△ 17.7	1,223,269	2.3	498	△ 5.0
13. 3	1,248,763	1.8	437,668	3.5	806,621	1.0	4,472	△ 2.5	1,246,612	1.9	510	2.4
6	1,273,930	2.0	453,738	4.4	817,451	0.8	2,740	△ 6.8	1,272,413	2.1	810	△ 9.8
9	1,278,023	2.2	454,329	4.3	821,146	1.1	2,547	△ 12.7	1,276,665	2.2	762	△ 4.4
13.12	1,291,363	2.4	465,786	5.0	823,239	1.1	2,337	△ 12.6	1,289,541	2.4	931	20.5
14. 1	1,278,479	2.4	451,838	4.7	824,275	1.3	2,366	△ 11.3	1,277,512	2.4	768	4.1
2	1,283,705	2.4	460,023	4.8	821,459	1.2	2,222	△ 16.2	1,282,755	2.4	727	8.5
3	1,280,602	2.5	459,125	4.9	817,509	1.3	3,967	△ 11.3	1,279,037	2.6	580	13.7
4	1,295,628	2.5	472,361	4.9	821,105	1.3	2,161	△ 14.8	1,294,615	2.5	813	16.9
5	1,291,994	2.7	465,807	5.2	824,069	1.4	2,117	△ 17.0	1,290,469	2.6	817	14.4
6	1,306,075	2.5	473,153	4.2	830,716	1.6	2,205	△ 19.5	1,305,109	2.5	788	△ 2.7
7	1,301,945	2.6	464,606	4.5	835,188	1.7	2,151	△ 16.3	1,300,975	2.6	853	13.5
8	1,309,845	2.8	471,119	4.8	836,248	1.7	2,476	△ 0.4	1,308,294	2.8	789	3.3
9	1,312,556	2.7	474,849	4.5	835,387	1.7	2,320	△ 8.9	1,311,232	2.7	688	△ 9.5
10	1,309,801	2.6	474,994	4.1	832,579	1.7	2,227	△ 6.4	1,308,863	2.6	692	△ 10.8
11	1,313,620	2.9	478,056	5.1	833,542	1.7	2,020	△ 12.2	1,312,048	2.9	838	△ 3.3
12	1,327,510	2.7	487,021	4.5	838,187	1.8	2,301	△ 1.5	1,325,815	2.8	818	△ 12.1

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差引いたもの

地区別預金

(単位：億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	62,249	2.4	42,044	0.9	216,091	1.2	222,137	1.0	35,517	1.6	236,300	1.9
11. 3	63,609	2.1	42,455	0.9	219,358	1.5	225,747	1.6	35,885	1.0	242,861	2.7
12. 3	65,059	2.2	45,660	7.5	223,533	1.9	231,594	2.5	36,003	0.3	248,839	2.4
13. 3	66,143	1.6	47,624	4.3	226,917	1.5	234,385	1.2	35,710	△ 0.8	255,448	2.6
6	68,005	2.2	49,352	3.5	230,968	1.7	239,686	1.7	36,360	△ 0.3	258,739	2.8
9	68,191	2.2	49,587	3.9	230,924	1.6	240,109	1.9	36,146	△ 0.6	261,470	3.2
13.12	69,316	2.3	50,333	4.6	232,603	1.7	242,747	2.1	36,428	0.5	264,718	3.7
14. 1	67,508	2.0	49,691	4.1	230,634	1.7	240,279	2.1	36,065	0.5	262,800	3.7
2	67,508	1.9	50,046	3.1	231,775	1.9	241,248	2.1	36,188	0.5	263,888	3.7
3	67,534	2.1	49,575	4.0	230,689	1.6	240,157	2.4	36,007	0.8	264,641	3.5
4	68,739	2.3	50,890	3.9	233,503	1.8	243,228	2.2	36,327	0.5	266,463	3.9
5	68,251	2.3	50,629	3.9	233,156	1.9	242,001	2.4	36,204	0.6	266,003	4.0
6	69,166	1.7	51,283	3.9	234,706	1.6	245,176	2.2	36,542	0.5	269,654	4.2
7	68,446	1.5	50,976	3.6	233,631	1.7	244,512	2.4	36,367	0.6	269,609	4.3
8	68,749	1.6	51,237	3.4	235,114	1.9	246,216	2.6	36,641	1.0	271,342	4.5
9	68,855	0.9	51,345	3.5	235,415	1.9	246,166	2.5	36,547	1.1	272,717	4.3
10	68,410	1.0	51,353	3.3	235,211	1.8	246,267	2.5	36,535	0.9	271,524	4.1
11	69,177	1.7	51,461	3.5	235,531	2.0	246,623	2.8	36,498	1.1	272,235	4.3
12	70,157	1.2	51,915	3.1	237,309	2.0	249,055	2.5	36,765	0.9	275,797	4.1

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2010. 3	236,386	2.5	53,671	0.1	23,230	3.8	20,001	0.7	24,785	1.3	1,173,806	1.6
11. 3	242,384	2.5	54,435	1.4	23,929	3.0	20,195	0.9	25,182	1.6	1,197,465	2.0
12. 3	247,833	2.2	55,002	1.0	24,656	3.0	20,595	1.9	25,619	1.7	1,225,884	2.3
13. 3	252,958	2.0	55,866	1.5	25,484	3.3	20,826	1.1	25,889	1.0	1,248,763	1.8
6	258,144	2.2	57,206	1.8	25,882	2.3	21,555	1.1	26,383	0.8	1,273,930	2.0
9	259,150	2.4	57,172	1.5	25,831	2.0	21,530	1.3	26,318	0.5	1,278,023	2.2
13.12	261,302	2.4	57,498	1.6	26,209	2.2	21,818	1.8	26,831	2.0	1,291,363	2.4
14. 1	259,374	2.5	56,651	1.1	26,054	2.3	21,471	1.6	26,418	1.9	1,278,479	2.4
2	260,239	2.4	57,123	1.3	26,133	2.3	21,565	1.7	26,450	2.2	1,283,705	2.4
3	259,990	2.7	56,857	1.7	26,047	2.2	21,144	1.5	26,376	1.8	1,280,602	2.5
4	262,584	2.6	57,474	1.4	26,246	2.3	21,875	2.1	26,744	2.1	1,295,628	2.5
5	262,408	2.8	57,148	1.4	26,158	2.4	21,736	2.5	26,747	2.8	1,291,994	2.7
6	264,641	2.5	57,828	1.0	26,508	2.4	22,017	2.1	26,934	2.0	1,306,075	2.5
7	264,102	2.7	57,449	1.2	26,442	2.4	21,908	2.3	26,798	2.2	1,301,945	2.6
8	265,383	2.8	57,956	1.5	26,541	2.3	22,103	2.5	26,941	2.2	1,309,845	2.8
9	266,341	2.7	58,055	1.5	26,494	2.5	22,059	2.4	26,921	2.2	1,312,556	2.7
10	265,537	2.5	57,904	1.7	26,494	2.4	22,048	2.4	26,907	2.1	1,309,801	2.6
11	266,953	3.1	57,994	2.2	26,519	2.3	22,104	2.8	26,918	2.2	1,313,620	2.9
12	269,801	3.2	58,564	1.8	26,732	1.9	22,373	2.5	27,430	2.2	1,327,510	2.7

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位：億円、%)

年 月 末	預金計		個人預金		要求払		定期性		外貨預金等	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2010. 3	1,173,805	1.6	960,208	1.6	281,284	1.7	678,066	1.6	847	8.9
11. 3	1,197,462	2.0	978,354	1.8	291,020	3.4	686,397	1.2	926	9.3
12. 3	1,225,883	2.3	998,543	2.0	306,106	5.1	691,494	0.7	933	0.7
13. 3	1,248,761	1.8	1,013,971	1.5	318,245	3.9	694,797	0.4	920	△ 1.4
6	1,273,929	2.0	1,025,469	1.6	329,439	4.4	695,127	0.3	893	△ 0.7
9	1,278,021	2.2	1,023,104	1.6	324,717	4.3	697,555	0.4	822	△ 8.9
13.12	1,291,362	2.4	1,036,537	1.7	334,999	4.7	700,785	0.4	743	△ 17.3
14. 1	1,278,477	2.4	1,031,014	1.8	329,017	4.7	701,217	0.5	771	△ 16.1
2	1,283,703	2.4	1,037,494	1.8	336,528	4.6	700,204	0.5	752	△ 19.7
3	1,280,600	2.5	1,031,824	1.7	332,167	4.3	698,904	0.5	743	△ 19.1
4	1,295,626	2.5	1,039,061	1.7	339,508	4.2	698,810	0.6	733	△ 14.7
5	1,291,993	2.7	1,033,428	1.9	334,558	4.5	698,131	0.7	729	△ 15.5
6	1,306,074	2.5	1,043,445	1.7	341,559	3.6	701,152	0.8	723	△ 19.0
7	1,301,944	2.6	1,041,149	1.9	336,205	4.2	704,211	0.8	723	△ 14.2
8	1,309,844	2.8	1,048,570	1.9	342,756	4.2	705,086	0.9	717	△ 14.0
9	1,312,555	2.7	1,043,126	1.9	338,239	4.1	704,206	0.9	671	△ 18.4
10	1,309,799	2.6	1,048,933	1.9	345,829	3.9	702,403	1.0	690	△ 15.4
11	1,313,618	2.9	1,046,729	2.0	343,121	4.4	703,042	1.0	557	△ 28.0
12	1,327,509	2.7	1,057,563	2.0	349,004	4.1	707,980	1.0	569	△ 23.4

年 月 末	一般法人預金		要求払		定期性		外貨預金等		公金預金	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2010. 3	179,509	0.8	94,976	△ 1.1	84,257	3.1	267	12.5	23,233	4.7
11. 3	181,934	1.3	96,853	1.9	84,723	0.5	349	30.5	25,841	11.2
12. 3	189,710	4.2	103,472	6.8	85,908	1.3	322	△ 7.6	26,732	3.4
13. 3	195,132	2.8	107,277	3.6	87,523	1.8	324	0.4	28,403	6.2
6	196,997	3.6	108,781	4.7	87,861	2.4	347	9.1	40,633	6.1
9	200,872	2.8	111,383	2.6	89,147	3.0	333	0.0	42,415	14.5
13.12	205,051	5.0	115,834	6.4	88,927	3.3	281	△ 6.6	38,864	7.6
14. 1	195,234	4.6	105,121	5.5	89,797	3.5	308	△ 3.0	41,445	8.5
2	195,681	5.1	105,580	6.7	89,796	3.2	296	△ 8.4	39,503	5.9
3	203,425	4.2	112,636	4.9	90,477	3.3	303	△ 6.3	33,989	19.6
4	205,011	5.4	113,398	7.2	91,294	3.3	309	0.5	40,817	13.0
5	205,617	7.1	114,093	10.7	91,214	3.0	302	△ 5.0	42,795	5.8
6	202,841	2.9	111,936	2.9	90,593	3.1	303	△ 12.7	49,008	20.6
7	200,232	4.3	109,018	5.3	90,912	3.2	295	△ 13.5	49,942	14.3
8	204,440	4.8	112,740	5.9	91,407	3.5	285	△ 17.1	46,371	15.1
9	210,163	4.6	117,579	5.5	92,303	3.5	272	△ 18.2	47,895	12.9
10	204,596	4.1	111,656	4.7	92,629	3.3	303	△ 5.5	45,725	13.6
11	211,133	5.0	118,385	6.2	92,452	3.5	287	△ 3.0	45,213	14.5
12	215,161	4.9	122,376	5.6	92,439	3.9	337	19.9	43,828	12.7

年 月 末	要求払		定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性預金
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率			
2010. 3	9,297	△ 0.7	13,154	9.9	778	△ 9.2	10,850	8.4	0	470
11. 3	10,311	10.8	14,471	10.0	1,055	35.6	11,329	4.4	0	525
12. 3	11,120	7.8	15,546	7.4	62	△ 94.0	10,892	△ 3.8	0	498
13. 3	10,135	△ 8.8	18,211	17.1	52	△ 15.6	11,250	3.2	0	510
6	14,165	1.3	26,396	9.0	69	△ 32.1	10,825	3.6	0	810
9	16,033	16.7	26,363	13.6	16	△ 82.9	11,625	5.3	0	762
13.12	13,365	0.3	25,463	12.0	32	△ 43.5	10,904	2.8	0	931
14. 1	16,159	△ 0.7	25,251	15.7	32	△ 63.0	10,779	2.2	0	768
2	16,035	△ 1.7	23,455	12.1	10	△ 78.2	11,021	2.2	0	727
3	12,026	18.6	21,959	20.5	0	△ 100.0	11,357	0.9	0	580
4	17,467	7.0	23,300	17.9	47	△ 20.3	10,732	△ 6.6	0	813
5	15,855	△ 10.5	26,923	18.9	13	△ 82.7	10,147	△ 9.4	0	817
6	17,808	25.7	31,128	17.9	69	△ 0.2	10,775	△ 0.4	0	788
7	17,738	5.8	32,125	19.6	76	△ 6.3	10,615	△ 4.3	0	853
8	14,473	9.7	31,834	17.8	61	△ 3.4	10,458	1.2	0	789
9	16,876	5.2	30,956	17.4	60	269.8	11,365	△ 2.2	0	688
10	16,066	6.4	29,610	17.9	45	150.3	10,540	△ 4.4	0	692
11	15,103	11.1	30,072	16.3	35	40.2	10,538	1.2	0	838
12	14,103	5.5	29,684	16.5	38	18.9	10,952	0.4	0	818

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	貸出金計			企業向け計			製造業			建設業		
		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比
2010. 3	641,573	△ 1.1	100.0	420,924	△ 1.4	65.6	73,994	△ 4.6	11.5	54,659	△ 4.9	8.5
11. 3	637,546	△ 0.6	100.0	414,550	△ 1.5	65.0	71,219	△ 3.7	11.1	52,704	△ 3.5	8.2
12. 3	637,886	0.0	100.0	413,127	△ 0.3	64.7	69,475	△ 2.4	10.8	51,095	△ 3.0	8.0
13. 3	636,874	△ 0.1	100.0	409,200	△ 0.9	64.2	66,469	△ 4.3	10.4	49,254	△ 3.6	7.7
6	631,589	0.1	100.0	403,779	△ 0.6	63.9	64,964	△ 4.2	10.2	46,877	△ 3.7	7.4
9	636,972	0.2	100.0	408,823	△ 0.4	64.1	65,076	△ 4.4	10.2	48,113	△ 3.0	7.5
12	643,202	1.3	100.0	413,187	0.8	64.2	65,553	△ 3.3	10.1	48,771	△ 2.1	7.5
14. 3	644,790	1.2	100.0	412,053	0.6	63.9	64,048	△ 3.6	9.9	48,105	△ 2.3	7.4
6	642,031	1.6	100.0	408,403	1.1	63.6	62,711	△ 3.4	9.7	45,519	△ 2.8	7.0
9	649,747	2.0	100.0	415,766	1.6	63.9	63,808	△ 1.9	9.8	47,411	△ 1.4	7.2
12	655,856	1.9	100.0	420,731	1.8	64.1	64,582	△ 1.4	9.8	48,184	△ 1.2	7.3

年 月 末	卸売業			小売業			不動産業			個人による 貸家業		
		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比
2010. 3	32,413	△ 1.7	5.0	30,421	△ 4.3	4.7	121,003	2.8	18.8	51,766	-	8.0
11. 3	31,439	△ 3.0	4.9	29,390	△ 3.3	4.6	123,044	1.6	19.2	52,520	1.4	8.2
12. 3	30,997	△ 1.4	4.8	28,329	△ 3.6	4.4	125,807	2.2	19.7	53,357	1.5	8.3
13. 3	29,793	△ 3.8	4.6	27,275	△ 3.7	4.2	129,357	2.8	20.3	54,519	2.1	8.5
6	29,111	△ 3.4	4.6	26,762	△ 3.5	4.2	129,669	2.9	20.5	54,994	2.2	8.7
9	29,509	△ 3.2	4.6	26,958	△ 3.2	4.2	131,102	2.7	20.5	55,449	2.4	8.7
12	29,878	△ 2.1	4.6	27,008	△ 2.9	4.1	132,279	3.1	20.5	55,686	2.8	8.6
14. 3	29,067	△ 2.4	4.5	26,549	△ 2.6	4.1	133,085	2.8	20.6	55,872	2.4	8.6
6	28,388	△ 2.4	4.4	26,191	△ 2.1	4.0	134,429	3.6	20.9	56,468	2.6	8.7
9	29,010	△ 1.6	4.4	26,549	△ 1.5	4.0	136,246	3.9	20.9	56,888	2.5	8.7
12	29,331	△ 1.8	4.4	26,657	△ 1.3	4.0	137,910	4.2	21.0	57,165	2.6	8.7

年 月 末	飲食業			宿泊業			医療・福祉			物品賃貸業		
		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比
2010. 3	10,377	0.9	1.6	7,144	△ 2.2	1.1	17,196	4.8	2.6	3,202	1.3	0.4
11. 3	10,042	△ 3.2	1.5	6,750	△ 5.5	1.0	17,687	2.8	2.7	3,078	△ 3.8	0.4
12. 3	9,655	△ 3.8	1.5	6,466	△ 4.2	1.0	18,594	5.1	2.9	3,001	△ 2.5	0.4
13. 3	9,142	△ 5.3	1.4	6,142	△ 5.0	0.9	19,326	3.9	3.0	2,906	△ 3.1	0.4
6	9,025	△ 5.3	1.4	6,150	△ 4.0	0.9	19,176	3.0	3.0	2,857	△ 1.5	0.4
9	8,974	△ 5.1	1.4	6,075	△ 4.6	0.9	19,637	4.5	3.0	2,877	△ 1.4	0.4
12	8,955	△ 4.2	1.3	6,069	△ 3.9	0.9	20,215	5.2	3.1	2,842	△ 1.3	0.4
14. 3	8,806	△ 3.6	1.3	5,888	△ 4.1	0.9	20,565	6.4	3.1	2,857	△ 1.6	0.4
6	8,709	△ 3.5	1.3	5,868	△ 4.5	0.9	20,675	7.8	3.2	2,790	△ 2.3	0.4
9	8,691	△ 3.1	1.3	5,849	△ 3.7	0.9	20,868	6.2	3.2	2,872	△ 0.1	0.4
12	8,646	△ 3.4	1.3	5,866	△ 3.3	0.8	21,118	4.4	3.2	2,871	1.0	0.4

年 月 末	海外円借款、国内店名義現地貸			地方公共団体			個人			住宅ローン		
		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比
2010. 3	0	...	0.0	36,815	11.9	5.7	183,833	△ 2.5	28.6	148,755	△ 0.6	23.1
11. 3	0	...	0.0	40,814	10.8	6.4	182,182	△ 0.8	28.5	149,240	0.3	23.4
12. 3	0	...	0.0	42,638	4.4	6.6	182,121	△ 0.0	28.5	150,810	1.0	23.6
13. 3	0	...	0.0	45,157	5.9	7.0	182,516	0.2	28.6	152,154	0.8	23.8
6	2	...	0.0	45,550	7.1	7.2	182,259	0.4	28.8	152,338	0.9	24.1
9	11	...	0.0	44,862	5.9	7.0	183,285	0.6	28.7	153,038	1.0	24.0
12	15	...	0.0	45,844	7.8	7.1	184,169	0.9	28.6	154,078	1.2	23.9
14. 3	21	...	0.0	47,662	5.5	7.3	185,074	1.4	28.7	154,610	1.6	23.9
6	23	698.9	0.0	48,918	7.3	7.6	184,708	1.3	28.7	154,745	1.5	24.1
9	29	150.1	0.0	48,111	7.2	7.4	185,868	1.4	28.6	155,452	1.5	23.9
12	32	105.2	0.0	48,445	5.6	7.3	186,679	1.3	28.4	156,551	1.6	23.8

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
 2. 2009年6月の日本銀行「業種別貸出金調査表」の分類変更に伴い、不動産業の内訳として「個人による貸家業」が新設された。
 3. 2009年6月のサービス業(各種サービス)の更新停止に伴い、「飲食業」、「宿泊業」、「医療・福祉」、「物品賃貸業」を掲載
 4. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位：億円、%)

年月末	現金	預け金			買入手形	コールローン	買現先勘定	債券貸借取引 支払保証金	買入金銭 債権	金銭の信託	商 品 有 価 証 券
		うち信金中金預け金									
2010. 3	15,872	227,793 (6.2)	190,076 (4.8)	0	3,768	0	150	3,090	1,657	51	
11. 3	16,187	258,109 (13.3)	208,325 (9.6)	0	1,631	0	59	2,839	1,898	52	
12. 3	15,189	264,639 (2.5)	207,198 (△ 0.5)	0	3,109	0	0	3,289	1,932	44	
13. 3	14,501	275,885 (4.2)	211,611 (2.1)	0	2,804	0	0	3,493	2,010	53	
6	13,301	294,582 (0.2)	229,333 (0.3)	0	4,646	0	0	2,768	2,285	95	
9	14,008	304,340 (6.9)	233,142 (5.6)	0	3,927	0	0	2,221	1,394	50	
13.12	15,703	305,121 (7.2)	237,192 (7.0)	0	4,969	0	0	2,140	1,570	51	
14. 1	13,652	302,052 (8.7)	235,832 (8.5)	0	4,394	0	0	2,086	1,524	39	
2	12,726	308,193 (8.9)	236,655 (7.9)	0	4,061	0	0	2,128	1,512	36	
3	15,048	297,649 (7.8)	227,989 (7.7)	0	1,756	0	0	2,105	1,408	32	
4	13,969	313,870 (6.6)	242,876 (6.0)	0	2,762	0	0	2,181	1,539	39	
5	13,478	305,692 (8.5)	242,194 (8.6)	0	3,878	0	0	2,263	1,564	42	
6	13,148	320,443 (8.7)	249,530 (8.8)	0	3,319	0	0	2,328	1,584	42	
7	13,436	315,355 (8.2)	250,452 (9.6)	0	3,459	0	0	2,425	1,578	40	
8	13,443	319,574 (7.3)	252,158 (8.6)	0	3,396	0	0	2,484	1,592	48	
9	13,915	318,202 (4.5)	249,259 (6.9)	0	2,145	0	0	2,437	1,576	48	
10	12,604	317,014 (3.3)	252,249 (6.0)	0	2,912	0	0	2,510	1,599	42	
11	13,523	317,779 (5.1)	253,940 (7.3)	0	3,118	0	0	2,516	1,606	44	
12	15,625	325,143 (6.5)	258,047 (8.7)	0	3,454	0	0	2,597	1,382	41	

年月末	有価証券	国債			短期社債	社債			株 式
		国債	地方債	公社公団債		金融債	その他		
2010. 3	343,384 (5.9)	104,547 (7.2)	47,258	21	137,250 (6.0)	45,377	33,622	58,250	6,773
11. 3	344,224 (0.2)	96,241 (△ 7.9)	56,047	21	140,598 (2.4)	48,772	30,269	61,556	6,099
12. 3	370,593 (7.6)	103,325 (7.3)	64,594	26	153,025 (8.8)	54,977	32,015	66,033	5,798
13. 3	390,414 (5.3)	105,777 (2.3)	72,574	211	162,413 (6.1)	60,758	32,407	69,247	6,061
6	395,807 (8.4)	111,107 (17.3)	73,926	352	162,399 (5.6)	61,944	32,185	68,269	5,553
9	386,416 (3.4)	101,855 (2.5)	74,750	169	162,595 (4.1)	62,783	31,630	68,180	5,274
13.12	391,833 (2.4)	101,600 (△ 1.1)	77,292	189	164,531 (3.1)	64,537	31,472	68,522	5,225
14. 1	390,539 (1.2)	99,307 (△ 5.0)	77,569	224	164,426 (2.3)	64,837	31,383	68,205	5,312
2	390,866 (1.0)	98,126 (△ 6.0)	78,309	219	164,902 (2.0)	65,597	31,325	67,979	5,399
3	400,267 (2.5)	101,633 (△ 3.9)	80,324	39	167,223 (2.9)	67,465	31,391	68,366	6,374
4	395,435 (2.8)	99,019 (△ 5.3)	79,778	229	166,179 (3.5)	67,192	31,300	67,686	5,440
5	397,887 (0.8)	98,954 (△ 11.3)	80,001	254	167,404 (3.1)	68,486	31,214	67,703	5,424
6	398,363 (0.6)	98,505 (△ 11.3)	80,587	169	167,078 (2.8)	68,707	31,014	67,356	5,348
7	398,032 (1.2)	96,865 (△ 9.8)	80,773	184	167,170 (2.1)	68,957	31,093	67,119	5,367
8	402,293 (3.0)	98,230 (△ 5.6)	81,447	194	168,375 (2.8)	69,854	31,160	67,360	5,383
9	404,383 (4.6)	98,946 (△ 2.8)	81,739	89	168,954 (3.9)	70,302	31,111	67,541	5,338
10	405,649 (5.4)	97,370 (△ 1.2)	82,783	224	168,944 (3.4)	70,487	30,993	67,462	5,467
11	405,559 (4.5)	95,792 (△ 3.5)	83,776	214	169,470 (2.9)	71,238	31,022	67,210	5,234
12	405,734 (3.5)	95,158 (△ 6.3)	84,065	164	168,751 (2.5)	70,804	31,028	66,917	5,326

年月末	貸付信託				余資運用資産計(A)	信金中金 利用額 (B)	預貸率	(A)／預金	預証率	(B)／預金	(B)／(A)
	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の 証 券							
2010. 3	0	6,037	40,327	1,167	595,768 (5.8)	190,076	54.6	50.7	29.2	16.1	31.9
11. 3	0	5,664	38,470	1,080	625,003 (4.9)	208,325	53.2	52.1	28.7	17.3	33.3
12. 3	0	5,747	37,077	998	658,798 (5.4)	207,198	52.0	53.7	30.2	16.8	31.4
13. 3	0	6,701	35,679	993	689,163 (4.6)	211,611	50.9	55.1	31.2	16.9	30.7
6	0	6,232	35,201	1,034	713,487 (4.2)	229,333	49.5	55.9	31.0	17.9	32.1
9	0	6,552	34,194	1,022	712,359 (4.2)	233,142	49.8	55.7	30.2	18.2	32.7
13.12	0	7,069	34,911	1,011	721,390 (3.9)	237,192	49.7	55.8	30.3	18.3	32.8
14. 1	0	7,566	35,133	999	714,290 (3.7)	235,832	49.8	55.8	30.5	18.4	33.0
2	0	8,035	34,896	977	719,527 (3.5)	236,655	49.6	56.0	30.4	18.4	32.8
3	0	8,770	34,853	1,048	718,269 (4.2)	227,989	50.3	56.0	31.2	17.7	31.7
4	0	9,078	34,718	990	729,799 (3.8)	242,876	49.3	56.2	30.5	18.7	33.2
5	0	9,670	35,203	974	724,808 (3.6)	242,194	49.6	56.0	30.7	18.7	33.4
6	0	10,168	35,501	1,002	739,229 (3.6)	249,530	49.1	56.5	30.4	19.0	33.7
7	0	10,731	35,937	1,000	734,327 (3.8)	250,452	49.3	56.3	30.5	19.2	34.1
8	0	11,326	36,363	972	742,834 (4.4)	252,158	49.1	56.6	30.6	19.2	33.9
9	0	11,613	36,718	983	742,710 (4.2)	249,259	49.4	56.5	30.7	18.9	33.5
10	0	12,552	37,293	1,012	742,334 (4.0)	252,249	49.3	56.6	30.9	19.2	33.9
11	0	12,375	37,702	992	744,148 (4.5)	253,940	49.4	56.6	30.8	19.3	34.1
12	0	13,481	37,780	1,005	753,977 (4.5)	258,047	49.3	56.7	30.5	19.4	34.2

(備考) 1. () 内は前年同月比増減率

2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位：億円、%)

年 月 末	信用金庫		国内銀行 (債券・信託 を含む。)		大手銀行 (債券・信託 を含む。)		うち預金		うち都市銀行		地方銀行	
	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	
2010. 3	1,173,806	1.6	7,802,379	1.4	5,162,528	0.6	3,186,534	1.7	2,633,256	2.2	2,072,150	3.4
11. 3	1,197,465	2.0	7,932,679	1.6	5,232,214	1.3	3,292,961	3.3	2,742,676	4.1	2,124,424	2.5
12. 3	1,225,884	2.3	8,036,527	1.3	5,232,263	0.0	3,328,132	1.0	2,758,508	0.5	2,207,560	3.9
13. 3	1,248,763	1.8	8,258,985	2.7	5,376,279	2.7	3,447,339	3.5	2,856,615	3.5	2,282,459	3.3
9	1,273,930	2.0	8,273,479	4.0	5,361,224	4.3	3,457,887	4.8	2,856,093	4.7	2,305,310	4.0
9	1,278,023	2.2	8,288,778	4.1	5,382,192	4.4	3,471,939	4.7	2,858,995	4.2	2,298,025	3.9
13.12	1,291,363	2.4	8,333,639	4.5	5,392,743	4.9	3,477,373	4.6	2,848,588	3.9	2,324,220	4.1
14. 1	1,278,479	2.4	8,313,083	4.6	5,406,738	5.1	3,482,222	4.6	2,856,167	4.1	2,298,510	3.8
2	1,283,705	2.4	8,324,455	4.1	5,409,991	4.6	3,481,159	4.1	2,855,414	3.6	2,304,572	3.5
3	1,280,602	2.5	8,531,287	3.2	5,559,296	3.4	3,566,570	3.4	2,942,030	2.9	2,356,986	3.2
4	1,295,628	2.5	8,463,357	3.0	5,485,341	2.9	3,541,372	2.8	2,924,575	2.8	2,361,429	3.5
5	1,291,994	2.7	8,466,082	2.6	5,494,506	2.2	3,537,626	1.8	2,918,207	1.6	2,354,625	3.6
6	1,306,075	2.5	8,503,339	2.7	5,511,509	2.8	3,549,047	2.6	2,923,780	2.3	2,367,835	2.7
7	1,301,945	2.6	8,415,460	2.4	5,456,013	2.3	3,498,937	2.0	2,875,011	1.9	2,338,863	2.5
8	1,309,845	2.8	8,420,512	2.5	5,440,565	2.4	3,492,840	2.4	2,869,191	2.4	2,356,954	2.8
9	1,312,556	2.7	8,502,525	2.5	5,523,310	2.6	3,567,002	2.7	2,938,653	2.7	2,352,975	2.3
10	1,309,801	2.6	8,411,109	2.1	5,447,338	1.9	3,517,745	2.5	2,896,361	2.8	2,341,394	2.7
11	1,313,620	2.9	8,504,544	2.7	5,511,615	2.5	3,585,805	3.7	2,953,929	4.0	2,365,962	3.0
12	1,327,510	2.7										

年 月 末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率	前年同月 増減率
2010. 3	567,701	1.1	1,757,977	△ 0.9	10,734,162	1.0
11. 3	576,041	1.4	1,746,532	△ 0.6	10,876,676	1.3
12. 3	596,704	3.5	1,756,353	0.5	11,018,764	1.3
13. 3	600,247	0.5	1,760,961	0.2	11,268,709	2.2
6	606,945	1.3	1,773,057	0.3	11,320,466	3.2
9	608,561	2.4	1,764,497	0.3	11,331,298	3.3
13.12	616,676	3.0	1,776,298	0.4	11,401,300	3.6
14. 1	607,835	2.9	—	—	—	—
2	609,892	2.7	—	—	—	—
3	615,005	2.4	1,766,127	0.2	11,578,016	2.7
4	616,587	2.6	—	—	—	—
5	616,951	3.2	—	—	—	—
6	623,995	2.8	1,775,082	0.1	11,584,496	2.3
7	620,584	3.0	—	—	—	—
8	622,993	2.9	—	—	—	—
9	626,240	2.9	1,779,465	0.8	11,594,546	2.3
10	622,377	2.8	—	—	—	—
11	626,967	3.1	—	—	—	—
12						

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成
 2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
 3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。
 4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表
 5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出した。

2. (2) 業態別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	信用金庫		大手銀行				地方銀行		第二地銀		合 計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	都市銀行	前年同月比 増 減 率	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		
2010. 3	641,574	△ 1.1	2,293,569	△ 4.1	1,846,180	△ 5.4	1,547,663	0.0	434,891	△ 0.2	4,917,697	△ 2.1
11. 3	637,550	△ 0.6	2,238,025	△ 2.4	1,794,237	△ 2.8	1,574,727	1.7	438,766	0.8	4,889,068	△ 0.5
12. 3	637,888	0.0	2,239,295	0.0	1,798,636	0.2	1,616,955	2.6	446,643	1.7	4,940,781	1.0
13. 3	636,876	△ 0.1	2,293,271	2.4	1,822,721	1.3	1,669,855	3.2	451,585	1.1	5,051,587	2.2
6	631,590	0.1	2,288,139	3.4	1,821,122	2.7	1,663,720	3.3	447,000	0.9	5,030,449	2.7
9	636,973	0.2	2,309,314	3.7	1,838,212	3.6	1,686,153	2.8	452,808	1.8	5,085,248	2.8
13. 12	643,203	1.3	2,326,948	3.8	1,854,165	3.8	1,707,608	3.4	456,790	2.4	5,134,549	3.2
14. 1	637,460	1.4	2,316,801	3.6	1,848,451	3.7	1,699,734	3.4	452,687	2.5	5,106,682	3.1
2	637,361	1.5	2,313,019	2.6	1,844,242	2.5	1,703,495	3.5	453,231	2.6	5,107,106	2.7
3	644,791	1.2	2,348,972	2.4	1,865,822	2.3	1,721,433	3.0	461,995	2.3	5,177,191	2.4
4	639,726	1.7	2,320,658	2.3	1,845,076	2.4	1,709,417	3.5	456,024	2.6	5,125,825	2.6
5	642,409	2.1	2,311,209	2.1	1,837,813	2.3	1,722,561	3.9	457,687	3.0	5,133,866	2.8
6	642,032	1.6	2,323,626	1.5	1,849,202	1.5	1,722,138	3.5	458,985	2.6	5,146,781	2.3
7	642,908	1.9	2,307,049	0.9	1,833,182	0.5	1,727,172	3.6	459,098	2.9	5,136,227	2.1
8	644,686	1.8	2,308,319	1.0	1,832,064	0.4	1,734,833	3.6	460,718	3.1	5,148,556	2.1
9	649,748	2.0	2,336,745	1.1	1,849,979	0.6	1,745,880	3.5	466,454	3.0	5,198,827	2.2
10	646,682	1.9	2,330,600	2.0	1,845,560	1.3	1,741,672	3.6	462,720	3.0	5,181,674	2.6
11	649,428	1.9	2,346,069	1.9	1,857,546	1.2	1,751,199	3.6	465,334	3.1	5,212,030	2.6
12	655,858	1.9										

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
 2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
 3. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出した。

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご利用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
内外経済、中小企業金融、地域金融、
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
信金中金月報、全国信用金庫概況等
- 信用金庫統計
日本語／英語
- アジア主要国との貿易・投資に関する各種情報
海外ビジネス支援
- 論文募集

【URL】

<http://www.scbri.jp/>



ISSN 1346-9479

信金中金月報

2015年(平成27年)3月1日 発行

2015年3月号 第14巻 第3号(通巻508号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫